

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 令和 2 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和 2 年度教育行政執行方針
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 第 2 次遠軽町総合計画後期基本計画を定めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 遠軽町監査委員条例及び遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 号 遠軽町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 遠軽町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 遠軽町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 遠軽町へき地保育所条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 9 号 遠軽町老人憩の家条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 10 号 遠軽町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 11 号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 12 号 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 13 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 14 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 15 号 遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 町道路線の変更について
- 日程第 20 議案第 17 号 令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 21 議案第 18 号 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 19 号 令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 20 号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 議案第 21 号 令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 22 号 令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 23 号 令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 2 7 議案第 3 号 遠軽町合葬墓条例の制定について
(付託案件) (民生常任委員会審査報告、令和元年第 8 回定例会付託)
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 2 年度遠軽町一般会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 2 年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 2 年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第 3 5 一般質問
- 日程第 3 6 同意第 1 号 副町長の選任について
- 日程第 3 7 議案第 3 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 3 8 議案第 3 2 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 3 9 議案第 3 3 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 4 0 議案第 3 4 号 令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第 9 号)
- 日程第 4 1 議案第 2 4 号 令和 2 年度遠軽町一般会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 2 議案第 2 5 号 令和 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 3 議案第 2 6 号 令和 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 4 議案第 2 7 号 令和 2 年度遠軽町介護保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 5 議案第 2 8 号 令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 6 議案第 2 9 号 令和 2 年度遠軽町水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 7 議案第 3 0 号 令和 2 年度遠軽町下水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 8 発議第 1 号 民族共生の未来を切り開く決議について
- 日程第 4 9 議員派遣について

令和 2 年 第 1 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 2 年 3 月 5 日（木）午前 10 時 00 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 令和 2 年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和 2 年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 第 2 次遠軽町総合計画後期基本計画を定めることについて |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 遠軽町監査委員条例及び遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 遠軽町印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 遠軽町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 | 遠軽町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 | 遠軽町へき地保育所条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 | 遠軽町老人憩の家条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 | 遠軽町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 11 号 | 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 12 号 | 遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 13 号 | 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 14 号 | 遠軽町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 15 号 | 遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 16 号 | 町道路線の変更について |
| 日程第 20 | 議案第 17 号 | 令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 21 | 議案第 18 号 | 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 |

- 号)
- 日程第22 議案第19号 令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第20号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第24 議案第21号 令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第22号 令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第23号 令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第 3号 遠軽町合葬墓条例の制定について
(付託案件) (民生常任委員会審査報告、令和元年第8回定例会付託)
- 日程第28 議案第24号 令和2年度遠軽町一般会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 令和2年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 令和2年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第30号 令和2年度遠軽町下水道事業会計予算
-

◎出席議員(16名)

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員(0名)

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	厂原收君	総務部長	加藤俊之君
-----	------	------	-------

《令和2年3月5日》

民生部長	舟木淳次君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	古賀伸次君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	堀嶋英俊君	危機対策室参事	山地茂樹君
地域拠点施設準備室参事	今井昌幸君	保健福祉課長	平間敏春君
住民生活課長	高橋静江君	税務課長	荒井正教君
子育て支援課長	河本伸二君	農政林務課長	広瀬淳次君
商工観光課長	小椋将秀君	建設課長	井上隆広君
水道課長	大川寿雄君	生田原総合支所長	門脇和仁君
生田原総合支所産業課長	大辻祐一君	丸瀬布総合支所長	会津靖朗君
丸瀬布総合支所産業課長	伊藤雅彦君	白滝総合支所長	鴻上栄治君
白滝総合支所産業課長	大野数彦君	会計管理者	伯谷和昭君
企画課主幹	中原誉君	教育部長	大貫雅英君
総務課長	村上裕和君	社会教育課長	小野寺正彦君
監査委員事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	菊地隆君	事務局係長	小玉美紀子君
事務局主幹	岩井誠志君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和2年第1回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和元年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は第35までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、3番佐藤議員、今村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員長（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和2年第1回遠軽町議会定例会の会期につきましては、

3月2日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月13日までの9日間と決定いたしました。

なお、3月7日から8日までの2日間は、休日のため休会とします。3月9日から12日までの4日間は、予算審査のため休会といたします。

追加議案、意見書などについては、それぞれ調整の上、3月11日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月13日までの9日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの9日間とすることに決定しました。

◎日程第3 令和2年度施政執行方針及び提出案件要旨並び に令和2年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 令和2年度施政執行方針及び提出案件要旨並びに令和2年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和2年第1回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和元年第8回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告をいたします。

まず、高規格幹線道路と遠軽道の駅「遠軽森のオホーツク」についてであります。昨年12月21日に旭川・紋別自動車道の遠軽瀬戸瀬ICから遠軽ICまでの区間が開通し、翌22日には、道の駅「遠軽森のオホーツク」がオープンしました。

21日は、国会議員を初め、多くの皆様の参加をいただき、遠軽IC開通の記念式典、渡り初め及び道の駅の落成式を兼ねた祝賀会が開催されたほか、道の駅のオープニングイベントも開催し、遠軽ICの開通と道の駅のオープンを祝ったところであります。

次に、遠軽町が製材を提供した2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会選手村ビレッジプラザの内覧会が1月29日に開催され、私が出席してまいりました。

内覧会には、事業協力者として決定を受けた全国63の自治体が参加し、森喜朗東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長、小池百合子東京都知事及び本郷浩二林野庁長官からの挨拶の後、関係者の案内により施設内を見学してきたところであります。

《令和2年3月5日》

遠軽町が提供した製材には、一本ずつ「遠軽町」と刻印されており、遠軽町を広くPRできるものと期待しております。

なお、大会終了後には製材が返還されるため、今後その活用方法について、検討してまいります。

次に、JR問題についてであります。北海道では、「持続的な鉄道網の確立に向けた基本的な考え方」を年度内に策定し、国へ提言する予定であることから、1月30日に石北本線沿線自治体会議が北見市で開催され、北海道と提言内容に関する意見交換を行ってまいりました。

策定される「基本的な考え方」は、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、経営自立に向けて中心的な役割を担う国に求める事項や地域としての協力・支援のあり方などについて、広域自治体である北海道としての考え方を整理するものであり、今後、持続的な鉄道網の確立に向け、オール北海道で取り組んでいくこととしております。

本町としましては、引き続き、道、管内の期成会石北本線部会を初め、関係団体とも連携を図り、粘り強くこのJR問題に対応してまいります。

次に、観光についてであります。町内で3番目の道の駅となる「遠軽森のオホーツク」がオープンしました。

来場者は、オープンから2カ月で延べ10万人を超えており、スキーやスノーボード、地域の食材を生かした料理などを楽しんでいただいているところであります。

今後も、グレンデと遠軽とオホーツクの魅力を発信する道の駅として、地域のさまざまな魅力を道内外に発信してまいります。

なお、この道の駅は、北海道開発局網走開発建設部と災害時における防災拠点化に関する協定を締結しており、自然災害が発生または発生のおそれがあるときは、地域住民及び道路利用者の避難支援及び安全確保を図ることとしております。

次に、2月23日に開催を予定しておりました第35回記念湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会は、例年になく雪不足の影響で、残念ながら中止となりました。

この大会は、冬期の地域活性化に寄与するイベントであることから、来年度も開催していくこととしておりますので、町民及び議員の皆様には、引き続き御支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、要望関係についてであります。高規格幹線道路旭川・紋別自動車道の遠軽瀬戸瀬ICから遠軽ICまでの区間が開通となったことから、1月24日に高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、計画区間「遠軽～上湧別」の計画段階評価の早期着手について、緊急の要望を行ってまいりました。

今後も、急激な人口減少や少子高齢化の進展など、地域が抱える課題を解消するとともに、国土強靱化を推進する上で必要な道路予算の確保について、要望を行ってまいります。

次に、令和2年度予算を初め、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対

する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

現在、我が国は、人口減少や少子高齢化が進展し、力強い持続的な経済成長をなかなか実現できない状況の中、国においては過去、幾多の政策が実施されておりますが、残念ながら地方は、現在もなお厳しい状況が続いております。

また、合併市町村の優遇策である地方交付税の合併算定替えが今年度で終了することにより、地方交付税が減少する中、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためには、しっかりとした財政基盤の構築が必要であります。

このような状況の中、令和時代のまちづくりには、これまでの常識に捉われない新しい発想で、世の中の変化や町民の皆様のニーズに的確に対応していく必要があると感じております。

私は、今後も、常に危機感を持ち財政秩序を保ちながら、まちづくりを展開していくとともに、公約であります「元気で愛情あふれるまちづくり」の実現に向け、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫、責任と決断を持って町政に取り組んでまいります。

また、山積する課題への対応はもとより、地場産業の振興、医療、福祉、教育などを充実させ、人口減少を最小限に抑制するとともに、大型案件の事業にも取り組み、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち」を目指してまいりますので、町民並びに議員の皆様には、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和2年度予算は、高規格幹線道路が遠軽ICまで開通し、道の駅「遠軽森のオホーツク」がオープンしたことから、オホーツクの玄関口として、観光情報等の発信を強化するとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、中心市街地に新たなにぎわいと町民の交流の場を創出する遠軽町芸術文化交流プラザについては、愛称とロゴマークが決定し、今年度の完成、来年度のオープンに向け、具体的な開館記念事業について検討を進めてまいります。

さらに、遠紋地域の中心地としての役割を果たすため、医療の確保と教育の充実を図るとともに、第1次産業を初めとした担い手や雇用を確保し、地域資源を生かした産業の充実など、将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりを基本として、予算編成を行ったところであります。

次に、令和2年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目の「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、便利な社会生活は環境に負荷を与えることを忘れず、自然を大切にしたまちづくりに取り組んでまいります。

森林については、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止、更に木材の生産などの多面的機能を有しており、大切な自然環境を守るため、計画的かつ長期的な森林整備を行ってまいります。

また、白滝ジオパークについては、それぞれの地域にある歴史や文化、自然を彩る大地の遺産を活用、保全する活動を推進するとともに、更なる情報発信に努めてまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効に活用されていますが、一方では氾濫などの災害要因ともなることから、町河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性の向上を図るため、トーンナイ川河川維持工事を実施してまいります。

なお、道河川の整備については、サナブチ川において道道遠軽雄武線更生橋から上流、黄金橋の間にて河道整備が予定されています。

町道については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、岩見通、南町4丁目1号通、宮前2条通の道路舗装工事を実施してまいります。

また、冬期間の適正な管理を行うため、日常のパトロール等の強化及び作業の効率化を図るため、除雪ドーザを購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく期待される高規格幹線道路旭川・紋別自動車道及び地域高規格道路遠軽北見道路の整備については、引き続き、関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、遠軽安国線において町道豊里若松間道路から町道東2線道路までの区間、約250メートルの歩道及び防雪柵の整備が予定されています。

また、いわね大橋については、平成30年7月4日に被災して以来、通行どめとなっておりますが、1月に最終工程である鋼製の橋桁を架設する工事が発注され、工期は8月末とされております。

被災から2年の歳月を経て、いよいよ開通の目途が立ったことを大変喜ばしく思うとともに、工事関係者を初めとする関係各位のさらなる御尽力により無事に工事が完了し、1日も早く開通できることを強く望むところであります。

公共交通については、少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要となってまいります。

生田原地域において、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し利便性の向上に努めるとともに、民間バスについても、引き続き、事業者に対する運行助成を行い、生活に欠かせない公共交通の確保に努めてまいります。

二つ目の「安全・安心で住み心地のよい暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、心地よい暮らしの場としての役割を更に向上させてまいります。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などのさまざまな危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住宅環境の向上については、「住生活基本計画」「町営住宅長寿命化計画」に基づき、末広団地公営住宅の長寿命化改修工事に着手するなど、これからも地域に合った適正な管理を行ってまいります。

上下水道の充実については、台風や豪雨時の際にも安定した浄水処理を継続するため、清川浄水場滞水池の建設に着手するとともに、導水管・配水管の整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備及び遠軽下水処理センター整備事業を進めてまいります。

防災体制の充実については、今まで想定していない局所的な自然災害が、近年、全国各地で起きています。

このため、関係機関等と連携した災害対策本部要員による図上防災訓練を実施するとともに、防災対策等の機能強化及び自助、共助など住民意識の高揚や防災体制の整備、強化を図ってまいります。

また、近年は、暴風雪災害による事故防止のため、早目の交通規制等が行われることから、町民等に対する災害情報の周知、避難所の開設及び停電対策等の迅速な対応が求められております。

このため、災害に備えた非常用食糧等を購入し、避難住民の安全確保に努めるほか、災害現場及び避難所等との連絡手段となる防災行政無線のデジタル化工事が今年度に完成し、運用を開始いたします。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、旭野一般廃棄物最終処分場の延命化を図るとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、新たなリサイクル施設及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つ目の「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、近年激しさを増す自然災害、慢性的な人手不足などにより、町内の産業を取り巻く環境は、厳しい状況にありますが、産業にかかわる多様な主体と連携・協力しながら知恵を出し合い、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、高齢化の進む中、担い手確保に取り組むとともに、農業者個々の経営安定を図ってまいります。

担い手確保については、遠軽町農業担い手対策協議会において、新規就農及び後継者対策の強化を図り、農業融資利子補給事業により、中核農業者の経営の安定化に資するための助成を行うとともに、農業資金貸付事業により、農業者の経営改善に努めてまいります。

また、アスパラを初めとする奨励作物の品質向上対策と出荷体制の効率化を図るための支援も行ってまいります。

畜産関係では、自給飼料基盤を確立するため、草地の整備や更新を進めるとともに、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業により、経営安定、ゆとりある農業経営を確立するとともに、担い手、後継者対策を図ってまいります。

農業農村整備対策については、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農家の

経営安定を図るとともに、農村地区における永続的な農業経営につなげていくため、豊里地区に続き、新たに若咲内地区の営農飲雑用水整備事業に取り組んでまいります。

鳥獣被害対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力のもと、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を実施し、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、民有林振興対策事業などに対し助成するとともに、関係団体と連携し、林業の担い手対策に取り組むほか、町有林の適正な管理と整備を行ってまいります。

また、北海道家庭学校にある1964東京オリンピックゆかりの展示林については、子どもたちが展示林から採取した種から育てた苗木を用いて、オリンピックイヤーである本年中に植樹祭を開催し、緑の循環を通じて林業の振興に努めてまいります。

さらに、森林環境譲与税については、森林整備の推進として適切な経営管理の確保を図るための意向調査を初め、人材育成・担い手確保対策、木材利用の促進、普及啓発活動など、森林行政の推進につながる事業への活用を行ってまいります。

商工業の振興については、地域経済の活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度、店舗近代化や特産品開発への支援制度等を継続し、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援を行うほか、道の駅「遠軽森のオホーツク」におけるアクティビティの整備、えんがるロックバレースキー場のゲレンデ拡幅を行うなど、魅力ある観光地づくりを進めてまいります。

四つ目の「住みなれたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが、最も住みなれた場所で生涯をいきいきと健やかに暮らしたいと願っております。

そのためには、誰もが健康で生きがいをもち、地域ぐるみで互いに支えあう、優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなどを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し健康増進、保健予防の普及に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住みなれた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、医師を初め医療機関や診療体制の確保に努めてまいります。

子育て環境の充実については、今年度から新たな5年間の事業計画となる「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、遠軽町子ども・子育て会議におけるさまざまな子育てに関する議論を踏まえ、次世代育成への取り組みを推進してまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者の生活実態を把握し、高齢者が住みなれた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

また、高齢者交通費助成事業を継続し、高齢者の余暇活動や社会参加活動を促進してまいります。

障害者（児）福祉の充実については、関係団体と連携し、障害福祉サービスに取り組んでまいります。

五つ目の「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題です。

地域の特性を生かした個性あふれる学習など地域ぐるみで、ふるさとを支える人づくりを進め、町民一人一人が、心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで、生涯を通じてみずからの意志や意欲に応じたさまざまな学習ができる環境を整えます。

また、地域内外との交流や各種文化財など地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、未来につなげるふるさとづくりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育むとともに、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

家庭教育の充実については、学校、地域社会との連携強化や家庭教育情報の発信など、家庭教育の支援や父母・親子の交流などを通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供してまいります。

社会教育の充実については、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信、指導者や各団体の拡充・支援に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を進め、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、体育関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催などの拡充を図ります。

また、えんがる球技場やロックパレースキー場などの体育施設の利用促進とスポーツ大会・合宿の受け入れ体制を一層充実させ、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つ目の「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるには、町民と町が対話による相互理解が重要です。

このため、コミュニティー活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、さまざまな媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、まちづくりに反映してまいります。

また、町が自主性・自立性を発揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取り組みを進めていくためには、効率のよい財政運営と安定した財源の確保による財政基盤の確立が不可欠であり、今後も安定した地方財源の確保のため、地方交付税の確保について、強く訴えていかなければならないと考えております。

行政改革については、P D C Aサイクルにより各種事業を管理し、目標達成に向け取り

組み、行政サービスの維持向上を目指す一方、事業の効率化に努めてまいります。

情報発信の充実については、町民と町のパートナーシップを構築し、対話により意見を反映するまちづくりにも取り組んでまいります。

陸上自衛隊遠軽駐屯地については、災害支援やさまざまなイベントへの協力など、この周辺地域にとってなくてはならない存在であり、本町においても医療、福祉、教育などのまちづくりに重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するため、関係団体と連携を図り、存置活動に積極的に取り組んでまいります。

コミュニティー活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティー活動に対して積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和2年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、令和2年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、人件費、公債費の増により、前年比5.8%の増、投資的経費は、遠軽町芸術文化交流プラザの建設工事等により、前年比63.3%の増、その他の経費は、物件費等の減により、前年比2.4%の減となり、総額で前年比16.8%増の195億9,100万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計21億7,560万8,000円、後期高齢者医療特別会計3億4,369万7,000円、介護保険特別会計21億4,837万6,000円、個別排水処理事業特別会計7,730万3,000円の4会計で47億4,498万4,000円とし、企業会計については、水道事業会計14億7,933万6,000円、下水道事業会計18億4,130万6,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和2年度予算は、前年比12.0%増の276億5,662万6,000円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和2年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、農業者の設備投資により所得割の額が減少したため、前年比0.6%減とし、法人町民税では、税制改正により、法人税割が令和元年10月から開始する事業年度の税率が12.1%から8.4%となり、前年比9.7%減としたところです。

また、固定資産税は評価がえの第3年次のため、土地変動はほとんど生じず、新築家屋及び水力発電施設等の償却資産軽減終了分を見込み、前年比0.9%の増としております。

たばこ税は、健康志向によるたばこ離れにより、販売本数の減少が予想されることから、前年比6.3%減としております。

これによりまして、町税総額は前年比0.6%減の21億2,604万9,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画に基づき計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、ラジオ局の放送機器が更新時期となるため、2カ年の継続事業の整備費、石北本線市町村支援金、遠軽町芸術文化交流プラザの整備等に係る経費等を計上したところです。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍電算システムの改修に要する経費を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、地域生活安全灯（LED灯）改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、地域公共交通事業に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、民生委員児童委員協議会や遺族会への補助、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障害者（児）の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊産婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、健康診査事業、地域医療対策として、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援、医科診療所及び歯科診療所の運営に要する経費を計上したところです。

また、今年度から供用を開始する合葬墓の維持管理に要する経費及び墓地周辺の整備工事に要する経費等を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農産物栽培奨励事業、農業関係団体助成事業、農業担い手対策事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、畜産担い手育成総合整備事業、畜産関係団体助成事業、公共牧場管理事業、多面的機能支払事業、畑地帯総合整備事業、営農飲雑用水整備事業に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害防止対策に要する経費、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林・林業活用事業に要する経費等のほか、森林経営管理事業に要する経費を新たに計上したところです。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支

援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業、物産振興事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費、消費者被害防止を図るための経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会の運営を支援する経費、地域の観光イベントに対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンターの厨房機器更新、いこいの森のバンガロー整備、白滝ふるさとの駅トイレの改修に要する経費等を計上したところです。

また、道の駅「遠軽森のオホーツク」関係では、遊具施設の整備に関する経費のほか、ロックバレースキー場におけるゲレンデ拡幅、管理用道路、ドッグラン、サマーゲレンデの整備に要する経費を計上したところです。

土木費の道路関係では、岩見通道路改良舗装工事、南町4丁目1号通道路改良舗装工事、宮前2条通道路改良舗装工事、除雪対策として除雪ドーザの購入に要する経費等を計上したところです。

都市計画費の街路関係では、3・4・3役場通交通バリアフリー歩道整備工事に要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、北区団地公営住宅建設工事設計業務委託、末広団地公営住宅長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費等を計上したところです。

防災対策事業では、災害備蓄品、防災行政無線移動系設備デジタル化整備工事、北海道総合行政情報ネットワーク設備更新整備工事負担金に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金に関する経費等を計上したところです。

また、学校における働き方改革を進めるために、校務支援システムの導入に要する経費を計上したところです。

学校施設整備では、安国小学校地下タンク改修工事、南小学校遊具設置工事、南中学校バリアフリー改修工事などに要する経費等を計上したところです。

学校給食関係では、生田原学校給食センターボイラー改修工事に要する経費等を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、埋蔵文化財センターの運営に要する経費等を計上したところです。

また、来年度にオープンする遠軽町芸術文化交流プラザの開館に向けた指定管理に係る経費を計上したところです。

図書館関係では、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に親しまれる図書館（室）として管理運営するための経費等を計上したところです。

社会体育関係では、社会体育施設指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の支援に要する経費、スポーツ合宿誘致活動補助金に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、平成30年度から都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となっておりますが、引き続き、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努め、北海道全体で事業を支えていかなければなりません。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業納付金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者4,032人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第7期介護保険事業計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を7,278人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、遠軽町全域において、公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進してまいります。

歳入については、使用料及び手数料、町債等を計上し、歳出については、維持管理費、浄化槽設置工事等に要する経費を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を9,207戸と予定し、収益的収入では、水道料等5億7,469万5,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、5億7,437万5,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等6億9,699万8,000円、資本的支出では、清川浄水場滞水池建設工事、川岸団地2号通ほか水道管布設工事、生田原安国導

水管移設工事等水道管工事及び企業債償還金等 9 億 4 9 6 万 1, 0 0 0 円を計上したところ
です。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数を 6, 8 2 7 戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料
等 1 0 億 1, 7 9 2 万 7, 0 0 0 円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経
費として、9 億 6, 7 8 0 万 8, 0 0 0 千円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等 5 億 1, 4 0 8 万 9, 0 0 0 円、資本的支
出では、市街地 3 4 号線通公共下水道工事、川岸団地 2 号通ほか公共下水道工事などの管
渠工事、遠軽下水処理センター汚泥貯留槽建設工事及び企業債償還金等 8 億 7, 3 4 9 万
8, 0 0 0 円を計上したところです。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第 1 号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、
議会の議決を求めるものです。

議案第 2 号第 2 次遠軽町総合計画後期基本計画を定めることについては、第 2 次遠軽町
総合計画後期基本計画を定めたいので、遠軽町議会基本条例第 1 1 条第 1 号の規定によ
り、議会の議決を求めるものです。

議案第 3 号遠軽町監査委員条例及び遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条
例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、本条
例を定めるものです。

議案第 4 号遠軽町印鑑条例の一部改正については、印鑑登録証明事務処理要領の一部改
正に係る追加等の通知に伴い、印鑑の登録を受けることができない者の資格を改正するほ
か、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第 5 号遠軽町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正については、会計年度任用
職員の服務の宣誓に関する規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第 6 号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正については、選挙長等の報酬の額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律
第 1 4 条第 1 項に定める額に改定するため、本条例を定めるものです。

議案第 7 号遠軽町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、行政手続等にお
ける情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、電子情報処理組織を使用して
弁明された場合の正副本の取り扱いが同法において規定されたため、本条例を定めるもの
です。

議案第 8 号遠軽町へき地保育所条例の一部改正については、令和 2 年 3 月 3 1 日をもっ
て瀬戸瀬保育所を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第 9 号遠軽町老人憩の家条例の一部改正については、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって
安国老人憩の家を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第 1 0 号遠軽町介護保険条例の一部改正については、令和元年 1 0 月の消費税率の

引上げに鑑み、低所得の第1号被保険者における介護保険料の軽減を強化するため、本条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、民法の一部改正に伴い、町営住宅の入居決定者から徴取する請書に連帯保証人の連署を不要とするほか、所要の規定を整備するとともに、日進団地駐車場の使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第12号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正については、民法の一部改正に伴い、定住促進住宅の入居決定者から徴取する請書に連帯保証人の連署を不要とするほか、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第13号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件である放課後児童支援員認定資格研修の猶予期間を延長するため、本条例を定めるものです。

議案第14号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、制限措置の対象となる行政サービス等を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第15号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正については、えんがるロックバレースキー場に設置する遊具等施設の使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第16号町道路線の変更については、町道用地の取得に伴い、町道路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第17号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の主なものについて、御説明いたします。

歳入については、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、道支出金、繰越金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、それぞれ目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、北海道派遣職員負担金、紋別空港利用促進協議会負担金、森林環境譲与税基積立金、施設型給付費負担金、畜産担い手育成総合整備事業負担金、安国地区道営土地改良事業負担金、企業振興促進補助金、GIGAスクールに係る児童生徒のパソコンの整備に係る備品購入費及び環境整備工事等に要する経費を計上するとともに、事務事業の執行精査等により補正するものです。

議案第18号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、一般被保険者療養費保険者負担金の増加により、一般被保険者療養費等を補正するものです。

議案第19号令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、被保険者数及び賦課額の増加により、広域連合保険料負担金を補正するものです。

議案第20号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費、配食サービス事業委託料等を精査し、補正するものです。

議案第21号令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第22号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第23号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、事務事業の執行精査により、補正するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の変更契約の締結については、追加議案を予定しておりますので、あらかじめ、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。令和2年度施政執行方針及び提案案件要旨の説明といたします。

また、直近の行政について、追加で御報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対策についてであります。現在、道内で感染が拡大し、多くの感染者が報告されていることから、道民を挙げて感染拡大を防ぐ取り組みが必要となっております。

こうした中、子供たちを感染のリスクから守るため、2月26日に北海道知事から道内の小・中学校について、休業の要請があり、本町では、2月27日午後から3月4日まで、町内全ての小・中学校を休業とし、保育所、児童館、母子通園センター及び学童保育事業におきましても、同様に閉所としたところであります。

また、町主催の屋内で開催する50人以上の不要不急の会議等については、3月11日まで延期または中止することとしたところであります。

2月28日には、北海道知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が発表され、感染拡大のスピードを抑えるため、週末の外出自粛の要請があり、2月29日及び3月1日について、教育施設、観光施設等を休館したところであります。

なお、一部の施設については、3月11日まで引き続き休館としているところであります。

施設を利用する皆様におかれましては、御迷惑おかけしておりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

さらに、2月28日に全国の小・中学校、高等学校等を春休みまで休業するよう国から要請があり、町内全ての小・中学校につきましては、引き続き、本日から春休みまで休業としたところであります。

なお、保護者の負担等を考慮し、保育所等につきましては、本日から通常の体制としております。

しかしながら、感染状況は日々変化しており、突然、町の対応が変化することもありま

すので、あらかじめ御留意いただきますようお願い申し上げます。

今回の感染症により亡くなられた方、治療を受けておられる方に対し、心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

本町では、2月28日の北海道知事の緊急事態宣言を受け、翌29日に「遠軽町感染症対策本部」を設置し、情報の収集を行うとともに、施設の休館、イベント等の中止または延期を行い、健康被害を最小限に抑える取り組みを進めているところであります。

町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせず医療機関を受診することや、感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いいたします。

また、手洗い、咳エチケットを徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただくよう、重ねてお願い申し上げます。

今後におきましても、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、国・道と相互に連携し、地域の実情に応じた適切な対策を講じてまいります。

以上で、追加による行政の報告とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 11時05分まで、暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

令和2年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに学校教育についてであります。「育み・創り・愛し・励む心で、永遠に輝く遠軽町」で学びあう児童・生徒が、自他の可能性を認め合い、夢と志を持ち、よりよい人生、よりよい社会をつくることのできる「生きる力」を育成することは学校教育の重要な役割であります。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、さらに連携を幼保、高校へと広げ、それとともに、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところであります。

教育委員会といたしましては、その連携をもとにして知育・徳育・体育のバランスのとれた子供の育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。とりわけ、新学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校が全面実施されることから、その理念を認識し、一人一人が自分らしさを発揮し合い、学習の充実を図る「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めてまいります。

《令和2年3月5日》

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第2には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第3には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育を充実し、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、多様な体験活動を通して「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人一人の「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じたかかわりを持ち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進に当たっては、小学校では、「基本的な生活習慣」と「豊かな経験」を、中学校では、「たくましい心身」と「コミュニケーション能力」を、高等学校では、一人一人が自分の将来を見据えた上で「必要な力」を育てていただきたいと思っております。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、組織的な取り組みを強化いたします。

2点目に、「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、今や社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。子どもたち一人一人が未来社会を自立的に生き抜く力と創造性を育む教育ICT環境の整備に努めてまいります。

5点目に、「食育」につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけさせるとともに、「地産地消」を推進し、安

全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

6点目に、「信頼される学校」について申し上げます。学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長を支える学校づくりを推進するために現在行われている「学校評議員制度」を発展する形で「学校運営協議会」の導入を進めてまいります。また、教職員には、指導力向上のための各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。

加えて、「遠軽町立学校における働き方改革推進計画」により、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持ち勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築してまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配置ができるようにし、特別支援教育の更なる充実を図ってまいります。

就学援助費につきましては、令和2年度入学の児童・生徒と同様に、令和3年度入学の児童・生徒においても新入学児童生徒学用品費について入学前に支給し、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、瀬戸瀬小学校の閉校に伴い、瀬戸瀬地区の通学確保に向け、スクールバスを購入します。

中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、安国小学校地下タンク改修工事、南小学校遊具設置工事、南中学校バリアフリー改修工事を実施し、小・中学校の環境整備充実に努めてまいります。

また、学校施設の老朽化に対応するため、学校ごとの具体的な改修方針などを定めた学校施設長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。

学校における働き方改革を進めるために、校務支援システムを導入し、教職員の負担軽減等を図り、学校教育の質を高められる環境の整備にも努めてまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、丸瀬布教職員住宅下水道接続工事、岩見通教職員住宅屋根塗装工事を実施してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のた

めの講座等に対し助成を行います。

また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちに遠軽高等学校への進学を促してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新を初め、日ごろの施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

また、生田原学校給食センターボイラー改修工事を実施し、施設の環境整備充実に努めてまいります。

瀬戸瀬小学校につきましては、明治42年の開校以来、地域と共に111年の歴史を刻んでまいりましたが、児童の減少から令和2年度末をもって閉校することになりました。これまでお力添えをいただきました地域の方々、並びに関係者の皆様方に対しまして、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人一人が、個性や地域特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人一人が、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、さまざまな学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育の充実が期待される中、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力を強化し、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

《令和2年3月5日》

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能にあったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、誰でも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進に当たっては、第3次遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパーク活動とも連携した事業の展開や郷土館特別展の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、その施設の多くが建設後30年を経過するものとなってきたことから、今後有効に長く利用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図っていきます。あわせて、令和3年に完成する遠軽町芸術文化交流プラザの開館に向けて、指定管理者と協議を行い、準備を進めてまいります。

4 図書館・室につきましては、遠軽地域の図書館を中心に各図書館・室間の連携を図り、蔵書資料の充実と読書の普及を促進するとともに、生涯学習活動を支援する拠点施設としての機能向上に努め、町民に親しまれる図書館・室として運営してまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を生かし昨年に引き続き支援してまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを開催して

まいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

施設整備等につきましては、経年劣化による設備等の修繕を行い、安全に利用いただけるよう管理するとともに、計画的な施設整備の充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和2年度教育行政執行の方針といたします。

◎日程第4 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものがあります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労といたしまして、森林公園いこいの森鉄道車両整備資金として100万円の御寄附をいただきました、東京都渋谷区神宮前5丁目38番10号、井門義博様。

同じく、130万円の御寄附をいただきました、東京都杉並区堀ノ内1丁目5番3号、岩崎正敏様であります。

以上の2名の方につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第5 議案第2号第2次遠軽町総合計画後期基本計画を定めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤祐治君) 議案第2号第2次遠軽町総合計画後期基本計画を定めることについて御説明いたします。

遠軽町議会基本条例第11条第1項の規定により、第2次遠軽町総合計画後期基本計画を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

第2次遠軽町総合計画の基本計画につきましては、基本構想のまちづくりの大綱として定めております六つの基本方針において、それぞれ掲げております基本目標ごとに現状と課題、方向性、施策の概要などを明らかにするものであり、より実効性のある計画とするため、中間年度で見直しを行うものとし、前期5カ年と後期5カ年をそれぞれ計画期間としているものでございます。

本年度が中間年度となり、後期基本計画の策定に当たりましては、前期基本計画を振り返りながら、今後5年間において、さらなる遠軽町の安定と、将来の発展を見据えた施策の展開を明らかにいたしまして、引き続き計画的にまちづくりを推進するため、原案を策定したところでございます。

この後期基本計画ですが、前期基本計画をベースとしながら、社会情勢の変化や新たな潮流などを踏まえまして、適宜修正を加えさせていただいております。また、計画構成における新しい要素としまして、SDGsとの関連を記載している点であります。目次2枚目下に注釈を入れておりますが、SDGsにつきましては、本計画に位置づけている38の施策目標にひもづけする形で、17ゴールのうち、特に関連性が高いものを三つまで記載をしているところでございます。

なお、策定に当たりましては、各常任委員会からの御意見を賜り、また、各地域のまちづくり会議からも御意見をいただいたものを反映させていただいております。

また、パブリックコメントの手続を経まして、今回の御提案ということでさせていただいております。

続きまして、資料の赤番4をお開き願いたいと思います。

後期基本計画の参考資料としまして、後期実行計画を取りまとめたものを提出させてい

ただいております。

特に16ページから19ページの想定ハード事業一覧表では、令和2年度から令和6年度までに想定される大型のハード事業を施策体系の中に位置づけ、その実施年度と事業費をまとめております。

留意していただきたい点としまして、これら想定事業の実施の可否、事業規模などにつきましては、財政状況や社会情勢などを鑑みて判断するものでありまして、記載されている事業、必ず実施されるということではございません。事業の延期や中止など、変更する場合も考えられますし、逆に掲載されていない事業でも、社会情勢の変化などに対応し、早急に取り組まなければならないことがありますことを御了解いただきたいと思っております。

資料の詳細につきましては、後ほど御目通しをいただければと思っております。

以上簡単ですが、第2次遠軽町総合計画後期基本計画を定めることについての説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 基本計画の51ページと52ページ、子育て環境の充実という項なのですが、ここで現状として、社会全体で子育てを支え、子どもを産み育てやすい環境を整える必要がありますとうたっています。これ、全くそのとおりでございます。

そこで、52ページの施策のほうの（4）子育て家庭に対する支援の充実ということで、①に経済的な負担を軽減するための支援の拡充とありますけれども、これの拡充の具体的な中身、内容の予定がどのようなことがあるのか、もし確定していれば教えていただきたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 河本子育て支援課長。

○子育て支援課長（河本伸二君） 岩澤議員の御質問にお答えいたします。

経済的な負担を軽減するための支援の拡充ということではありますが、具体的に今の段階で拡充をさせるという明確なものはありません。ただ、現在も、子ども、幼稚園、保育所に通う方についての負担分を町で負担している部分があります。その部分について、今後さらに違う形で、保護者に対するいろいろな支援ができるのかどうなのか、後ほど出てきますけれども、町長の執行方針にもありましたけれども、第2期子ども・子育て支援事業計画を来年度から施行、計画して実施していきます。その中でも、いろいろな形で子育て世代に対して、いろいろな支援をしていかなければならないと。特に、貧困の対策も重要に取り組んでいかなければならないということをおたっておりますので、その中で、子育て会議もありますので、その中でいろいろな話しながら、この具体的な支援の拡充というところを計画して実行していければということで、この中に載せてありますので、御理解いただければと思っております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町総合計画後期基本計画を定めることについて採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第3号遠軽町監査委員条例及び遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第3号遠軽町監査委員条例及び遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整理するもので、地方自治法の「第243条の2」が「第243条の2の2」に繰り下がったことに伴うものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

本条例は、整理をする条例ごとに2条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第1条関係の遠軽町監査委員条例は、第5条第1項において、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めるものであります。

第2条関係の遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例は、第8条において「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものであります。

前のページに戻っていただきまして、附則としまして、施行期日は令和2年4月1日であります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町監査委員条例及び遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第4号遠軽町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第4号遠軽町印鑑条例の一部改正につきまして御説明いたします。

本条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を計るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る通知により、印鑑の登録を受けることができない者の資格を改正するほか、所要規定を整備するものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町印鑑条例の一部を改正する条例。

別紙の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第2条第2項中、「15歳未満の者及び成年被後見人」を、「次に掲げる者」に改め、同項に（1）15歳未満の者、（2）意思能力を有しない者（前項に掲げる者を除く）を加えるものであります。

第5条第2項中、「記録されている」を「記載」に改めるものです。

第6条第3号中、旧氏の記載の定義について、第5条で規定したことから、同条第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改めるものであります。

第12条第1項第2号中、「後見開始の審判を受けた」を「意思能力を有しない者となった」に改め、同条第2項中、「前項の場合において、第4号に掲げる理由による場合」を「前項第2号から第4号までの場合において、印鑑の登録を抹消したとき」に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則としてこの条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、今回の改正は、登録資格の要件を成年被後見人から意思能力を有しない者に改めることにより、法定代理人が同行し、かつ当該成年被後見人本人による申請または届け出があるとき、意思能力を有する者として申請または届け出を受け付けることができるようにするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第8 議案第5号遠軽町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木 浩君) 議案第5号遠軽町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を整備するためのものがございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第2条は、新たに職員となった者のサービスの宣誓についての規定であり、第2項として、新たに、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」を追加するものであります。

会計年度任用職員の任用形態はさまざまであり、当該年度内に再度の任用を繰り返すことも想定され、第2条第1項の宣誓を行わせると、当該会計年度任用職員の負担が大きくなり、また、事務が煩雑になると予想されることから、別段の定めをするものであります。

別段の定めにつきましては、上級の公務員の面前での宣誓書での署名を要さず、署名をした宣誓書を提出することで足りるものとし、既に当該年度の任用に係るサービスの宣誓を行っている場合は、これを行ったものとみなすものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則として、施行期日は令和2年4月1日であります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 議案第6号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

奥山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆男君） 議案第6号遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

本案は、選挙長等の報酬の額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に定める額に改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページをお開き願います。

遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、次の参考資料のページをお開き願います。

遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、別表第1中、各区分ごとの報酬の額、選挙長日額7,800円、開票管理者日額7,800円、開票立会人日額6,800円、選挙立会人日額6,800円、投票管理者日額7,800円、投票立会人日額6,800円、期日前投票管理者日額7,800円、期日前投票立会人日額6,800円を、同区分それぞれの報酬の額について、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、投票所の閉じる時刻を繰り上げた際の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、それぞれ同項各号に定める額を13で除し、投票時間数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする」に改めるものであります。

なお、この国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項各号に定める報酬の額につきましては、選挙長が1日につき1万8000円、開票管理者1日につき1万8000円、開票立会人1日につき8,900円、選挙立会人1日につき8,900円、投票管理者1日につき1万2,800円、投票立会人1日につき1万900円、期日前投票管理者1日につき1万1,300円、期日前投票立会人1日につき9,600円となっております。

別紙1ページににお戻りいただきまして、附則といたしまして、第1項施行期日を公布の日から施行する。第2項経過措置といたしまして、この条例による改正後の遠軽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を公示され、または告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、または告示された選挙については、なお従前の例による。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 今説明された新旧対照表の関係で、金額、具体的に説明されましたが、どうしてここに国会議員云々というやつは、下のほうに記載し、今の金額を横並びにさせていただいたほうが見やすいのですけれども、金額わかっている。今発表されたのでわかっているのですから、どうして、見やすくしてほしいという部分なのですが、どうしてこういう記載になっているのですか。

○議長（前田篤秀君） 奥山事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

各区分の報酬の額につきましては、今現在のこの国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている額を御説明させていただいたところではありますが、こちらの額については、今後改正されることとなりますので、今現在の額ということで今、述べさせていただきましたので、御理解願います。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） あくまでも、これから先いったら、改正されるのは当然、時代の状況によって環境は変わってくるので、当然、そのときには条例改正という形をとればいいという話で、今現在、この金額が決まっているのであれば、ここに記載すべきだと思いますけれども、そういう部分で、見やすくしてほしいということはできないのかどうか。

だから、さっきも言ったけれども、この報酬の額という、国会議員云々のこの説明はありますけれども、それはここに書くのではなくて、この表の下に書いていけばいい話だけで、と思いますが、ちょっと解釈、違います。

○議長（前田篤秀君） 奥山事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この選挙長等の報酬の額につきましては、先ほどの国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に記載されている金額に改正させていただくという内容でございますが、今後、具体的に条例にそれぞれの区分に応じた報酬の額を記載しますと、その都度、国の法律が改正になった段階で、その都度条例のほうの改正をしなければいけないということで、そちらのほうを考慮いたしまして、このような記載とさせていただいているところでございます。

ちなみに、他の町村におきましても、このような条例の定め方をしているところが多いというのが現状でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） こちらは、その指摘している部分は、できないというよりは、ほかの町がやっているからという話だったら、ちょっと納得できないのだけれども、我が町は我が町の条例なので、横並びの話はしてほしくない。

それで、具体的に記載できないのだったら、それ、できないはっきりした理由、それが示されなければ、どうなのですか。余り、今説明受けている段階では、余り納得するような答えではないのですけれども。それはそれでいい、どうやっても……。書いて……。ここに、表として書いてくれればいいだけの話だと思うのですけれども、そうではない。周りがやっているから、同じようなことを言っている。

○議長（前田篤秀君） 奥山事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（奥山隆男君） ただいまの御質問でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の中で、それぞれの区分ごとに報酬の額を記載されておりますので、こちらの条例のほうには、具体的に個別の報酬の額は記載しないということで御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午後12時57分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 先ほどの件につきましては、休憩中に丁寧な説明をいただきましたので、質問はこれで終わります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第10 議案第7号遠軽町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木 浩君) 議案第7号遠軽町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、電子情報処理組織を使用して弁明された場合の正副本の取り扱いが同法において規定されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

現行第6条第2項は、電子情報処理組織を使用して弁明された場合には、弁明書正副2通が提出されたものとみなす規定であります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、同法において電子情報処理組織を使用した申請等は、正副本の取り扱いなども含めて、本来の方法により行われたものとみなす規定が盛り込まれたことにより、この第2項を削るものであります。

前のページ、別紙に戻っていただき、附則として施行期日は公布の日であります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 8 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 1 1 議案第 8 号遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

河本子育て支援課長。

○子育て支援課長（河本伸二君） 議案第 8 号遠軽町へき地保育所条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって瀬戸瀬保育所を廃止するため定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町へき地保育所条例の一部を改正する条例について。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。新旧対照表をお開きください。

遠軽町へき地保育所条例第 2 条の表から瀬戸瀬保育所の項を削るものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第 8 号遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 9 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 1 2 議案第 9 号遠軽町老人憩の家条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

門脇生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（門脇和仁君） 議案第 9 号遠軽町老人憩の家条例の一部改正について

て御説明をいたします。

本案は、令和2年3月31日をもって安国老人憩の家を廃止することから、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をごらん願います。

遠軽町老人憩の家条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ、参考資料をごらん願います。

第2条の表中、安国老人憩の家の項を削ります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町老人憩の家条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第10号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第10号遠軽町介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、令和元年10月の消費税率の引き上げに鑑み、低所得の第1号被保険者における介護保険料の軽減を強化するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。次のページをお開き願います。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「2万200円」を「1万6,200円」に改め、同条第3項中、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和

2年度」に、「2万200円」を「1万6,200円」に、「3万200円」を「2万7,000円」に改め、同条第4項中、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万200円」を「1万6,200円」に、「3万9,100円」を「3万7,800円」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則第1項、施行期日につきましては、国の政令改正を待ちまして、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものです。

附則第2項、保険料率の改定に伴う経過措置につきましては、改正後の遠軽町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によるとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号・日程第15 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第11号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について、日程第15 議案第12号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について、以上議案2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第11号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正につきましては、民法の一部改正に伴い、町営住宅の入居決定者から徴取る請書に連帯保証人の連署を不要とするほか、所要の規定を整備するとともに、日進団地駐車場の使用料を定めるため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

遠軽町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽

町営住宅管理条例新旧対照表をお開き願います。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、同条第7号中「又は既存入居者若しくは同居者」を「既存入居者又は同居者」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改めるものです。

第6条第1項中「にあつては第3号及び第5号」を「、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第2号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。」に改めるものです。

次に、第10条第5項中「寡婦」を「寡婦（寡夫）」に改めるものです。

次に、第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人が連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とするものです。

次に、第16条第3項中「収入の申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加えるものです。

次に、第18条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改めるものです。

次に、第19条第3項を削るものです。

つぎに、第32条第1項中「第15条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加えるものです。

次に、第43条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改めるものです。

最後に、別表第2中、「学校通団地駐車場、遠軽町生田原、1,000円」を「学校通団地駐車場、遠軽町生田原、1,000円」「日進団地駐車場、遠軽町生田原、1,000円」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

経過措置として、この条例による改正後の遠軽町町営住宅管理条例第12条、第18条及び第19条の規定は、この条例の施行の日以後に町営住宅の入居者として決定した者について適用し、この条例の施行の日の前日までに町営住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第12号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正について御説明いた

します。

本条例の改正につきましては、民法の一部改正に伴い、定住促進住宅の入居決定者から徴取する請書に連帯保証人の連署を不要とするほか、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例。

遠軽町定住促進住宅管理条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページ、遠軽町定住促進住宅管理条例新旧対照表をお開き願います。

第10条第1項中「、入居決定者と同程度の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人が連署する」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とするものです。

次に、第16条第1項中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改めるものです。

次に、第28条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

経過措置として、この条例による改正後の遠軽町定住促進住宅管理条例第10条及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後に定住促進住宅の入居者として決定した者について適用し、この条例の施行の日の前日までに定住促進住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第11号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第11号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたしま

す。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第13号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

河本子育て支援課長。

○子育て支援課長(河本伸二君) 議案第13号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件である放課後児童支援員認定資格研修の受講の猶予期間を延長するために定めるものです。

別紙をお開きください。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。新旧対照表をお開きください。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の附則の第2項におきまして、経過措置が規定されておりましたが、ことしの3月末をもって期限が切れますので、さらに5年間延長し、令和7年3月31日までとするものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第13号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長(前田篤秀君) 日程第17 議案第14号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

滞納対策室参事。

○滞納対策室参事(荒井正教君) 議案第14号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、制限措置の対象となる行政サービス等を整理するため、本条例を定めるものがあります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページの参考資料新旧対照表をお開き願います。

別表第2の改正となり、補助金の項に掲げる行政サービス等の名称の欄を、「住宅用太陽光発電システム設置費補助に関すること。」及び「子ども・子育て支援事業就園補助に関すること。」を削り、「飲料水確保事業に関すること。(ポーリング事業、滅菌器・除鉄滅菌器設置)」の前に「私立認定子ども園等給食費補助に関すること。」を加え、同表助成金の項中「介護職員初任者研修費助成事業に関すること。」を「介護職員研修費助成事業に関すること。」に改め、次のページに移りまして、同表奨励金の項中「幼稚園就園奨励に関すること。」を削るものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第14号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正

についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長(前田篤秀君) 日程第18 議案第15号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

小椋商工観光課長。

○商工観光課長(小椋将秀君) 議案第15号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、えんがるロックバレースキー場に設置する遊具等施設の使用料を定めるため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部を改正する条例。

この条例は、第1条、第2条及び附則からなるもので、第1条と第2条の規定はそれぞれ施工日を異にしています。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。次のページをお開き願います。

道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部を改正する条例の第1条として、道の駅遠軽森のオホーツク条例第3条第3項並びに第11条第1項及び第3項中、「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3」までに改めます。

別表第2の次に、次の1表を加えます。

別表第3(第11条関係)。

えんがるロックバレースキー場遊具当施設使用料金表。

ハーネス付きトランポリン、1分につき300円。貸しロッカー、1回300円。

備考、貸しロッカーの使用可能時間は、当該使用日のスキー場の開設時間内とする。

次のページをお開き願います。

道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部を改正する条例の第2条として、道の駅遠軽森のオホーツク条例別表第3に、次のように加えます。

ツリートレッキング一般コース、一般、4,000円。ツリートレッキング一般コース、小学生以下、3,500円。ツリートレッキングキッズコース、小学生以下30分間、1,000円。

別紙に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例中、第1条の規定は、令

和2年4月30日までの間において規則で定める日から、第2条の規定は、令和2年6月30日までの間において規則で定める日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 貸しロッカーについてですが、貸しロッカーというのは、その場に行って、あの施設を利用する人には、無料でもいいと思うのです。病院や何かでも、100円玉入ると開いて、終わったらまた戻ってくると。施設の利用者ですから、そのほかにお金を使うわけです。利用者の便宜を図らうという意味では、貸しロッカーを無料にした方がいいのではないかと私は思うのですけれども、それが一つ。

それから、ツリートレッキングですが、一般コース、一般が4,000円、小学生以下が3,500円。私は、これだけのお金をかけた施設に、町民が繰り返し行って遊びたくなる、そういう料金の設定でないと、施設は有効に活用されないというふうなおそれがあるのではないかと思うのです。やはり大人も4,000円もそうだし、小学生以下3,500円というのはもう、私は高過ぎるのではないかと思うのです。町民のための施設、そのほか町外から来てもらうということで、町民の料金設定、これは町外の人だとしたら、町民対象の割引、これの半額以下でもいいと思うのですけれども、子どもなんかはワンコインでも繰り返し乗れるくらいのことにはしないと、やはりせつかくつくる施設がただ遊んでしまうのではないかという危惧を抱くのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず第1点目、ロッカーについては、無料で提供すべきではないかとの御質問でございました。ロッカーにつきましては、国内、間違えました。道内の11施設のスキー場の料金設定を参考といたしまして設定しているものでございまして、金額設定については妥当なものと考えております。

なお、あくまで、今回に料金設定につきましては、上限額ということございまして、この後、指定管理者において指定管理者が適正と認める金額を、この上限の範囲内で設定するものとなっておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、2点目についてです。ツリートレッキングの料金について、高いのではないのかとの御質問でございました。ツリートレッキングにつきましては、国内11施設の料金設定を参考に設定をさせていただいたもので、金額としては妥当なものと考えております。こちらにつきましても、あくまでこちら上限額ということでの設定でございまして、この後、指定管理者において指定管理者が適正と認める金額で営業することとなっておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） そうすると、今後、指定管理者のほうで、この料金についてはいろいろ考慮すると、値下げすることもあるということですか。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） 指定管理者において、この条例で設定された料金の上限に検討するものでございます。なお、検討中ではございますが、こちらの料金設定について、指定管理者と意見交換を行った際には、町民向けに割引等も検討しているということですので、指定管理者において検討の上、適正と認められる金額で提供されるものと考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第15号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第16号町道路線の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 議案第16号町道路線の変更について御説明いたします。

町道用地の取得に伴い、町道路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更する町道の路線番号、路線名、起点・終点、重要な経過地、幅員・延長につきましては、記載のとおりでございますが、詳細につきましては、赤番5の町道路線の変更に関する資料により御説明いたします。赤番5町道路線の変更に関する資料1ページをお開き願います。

町道変更路線、変更路線位置図でございまして、東1線道路と南中学校の間になります路線番号B-78、東1線裏通の終点を変更するもので、黒色実線が対象区間であり、左側丸印が起点、右側矢印末端が終点でございます。

2ページは、その詳細図で、図面上段が変更前、下段が変更後の地番図でございます。変更前につきましては、起点東町5丁目4番59地先から終点東町5丁目1番47地先まで、延長430メートル、幅員7.0メートルから8メートル。変更後につきましては、

終点東町5丁目1番14地先まで、延長541メートル、幅員7.0メートルから8.0メートルでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第16号町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号から日程第26 議案第23号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第17号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）、日程第21 議案第18号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第22 議案第19号令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第23 議案第20号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第24 議案第21号令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第25 議案第22号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第26 議案第23号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第17号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億4,752万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を167億5,423万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の変更は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

繰越明許費は、「第3表繰越明許費」により説明いたします。

地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在市

町村助成交付金に83万4,000円追加し、総額を483万4,000円とするものです。

10款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金に339万円を追加し、総額を3,014万1,000円とするものです。

11款地方交付税につきましては、1項地方交付税に1億5,639万7,000円を追加し、総額を68億1,339万7,000円とするものです。

13款分担金及び負担金につきましては、1項分担金を24万円減額、2項負担金に653万円を追加し、総額を8,567万2,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に386万2,000円を追加、2項国庫補助金に2,435万7,000円を追加し、総額を12億7,305万8,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金に913万5,000円を追加、2項道補助金に638万6,000円を追加し、総額を7億1,586万2,000円とするものです。

17款財産収入につきましては、1項財産運用収入に38万5,000円を追加し、総額を9,054万7,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に1,670万4,000円を追加し、総額を2,671万8,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を3億2,981万8,000円減額し、総額を5億4,948万8,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1億2,060万7,000円を追加し、総額を3億7,667万2,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に498万円を追加し、総額を2億3,631万3,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債を4億7,103万6,000円減額し、総額を33億6,216万4,000円とするものです。

これにより、歳入合計172億175万7,000円から4億4,752万7,000円を減額し、総額を167億5,423万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を2億9,163万8,000円減額し、総額を31億9,805万7,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に23万円を追加、2項児童福祉費に220万4,000円を追加し、総額を30億5,838万2,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を109万5,000円減額、2項清掃費を1,317万2,000円減額し、総額を14億3,723万円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に2,166万円を追加し、総額を4億

2,540万円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を335万3,000円減額し、総額を19億6,568万1,000円とするものです。

8款土木費につきましては、1項土木管理費に21万4,000円を追加、2項道路橋梁費を1億6,936万6,000円減額、4項都市計画費を41万9,000円減額、6項住宅費を5,574万2,000円減額し、総額を20億9,755万4,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を1億2,921万5,000円減額し、総額を7億7,206万6,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を159万8,000円減額、2項小学校費に1億2,204万9,000円を追加、3項中学校費に9,188万5,000円を追加、4項学校給食費を176万円減額、失礼いたしました。4項学校給食費を1760万円減額、5項社会教育費を90万円減額、6項保健体育費に50万円を追加し、総額を13億9,535万2,000円とするものです。

12款公債費につきましては、1項公債費を217万1,000円減額し、総額を22億5,217万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計172億175万7,000円から4億4,752万7,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の167億5,423万円とするものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、町民センター整備事業、7款商工費1項商工費、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備事業、9款消防費1項消防費、防災行政無線移動系設備デジタル化整備事業の総額及び年割額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。

次に、第3表、繰越明許費について説明いたします。

繰越明許費につきましては、6款農林水産業費1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業704万円、畑地帯総合整備事業1,462万円、7款商工費1項商工費、ロックバレースキー場環境整備事業1,099万5,000円、8款土木費4項都市計画費、地籍整備事業1,491万6,000円、10款教育費2項小学校費、小学校情報通信ネットワーク環境整備事業1億3,004万3,000円、3項中学校費、中学校情報通信ネットワーク環境整備事業9,367万9,000円につきましては、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

地方債の追加につきましては、小学校情報通信ネットワーク環境整備事業5,680万円、中学校情報通信ネットワーク環境整備事業4,290万円、一般単独災害復旧事業1,900万円を追加するものです。地方債の廃止につきましては、学校給食室改修事業1,110万円を廃止するものです。地方債の変更につきましては、総合庁舎自家発電設備整

備事業から臨時財政対策債までの限度額をそれぞれ記載のとおり変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

16ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費164万4,000円につきましては、北海道との協定に基づく派遣職員負担金を計上するものです。

5目財産管理費、本庁舎管理事業155万7,000円の減額につきましては、事業費の確定により総合庁舎自家発電設置工事を減額するものです。

6目企画費、企画一般経費397万2,000円の減額につきましては、執行見込みにより大型免許等資格取得支援事業助成金の減額、地域拠点施設整備事業3億2,735万8,000円の減額につきましては、事業費の確定により、(仮称)えんがる町民センター建設工事監理業務委託料ほか、記載の事業についてそれぞれ減額するものです。

8目交通対策費、交通安全施設管理事業275万円の減額につきましては、事業費の確定により、遠軽地域生活安全灯改修工事及び生田原地域生活安全灯改修工事をそれぞれ減額するものです。紋別空港利用促進事業142万につきましては、執行見込みにより、紋別空港利用促進協議会負担金を追加するものです。

15目基金運営費、基金運営事業4,093万5,000円につきましては、預金利子により財政調整基金積立金21万2,000円、減債基金積立金2,000円を追加、指定寄附金11件、ふるさと納税寄附金991件及び預金利子によりまちづくり振興基金積立金1,670万7,000円を追加、預金利子により名寄線代替輸送確保基金積立金1万4,000円を追加、森林環境譲与税により、森林環境譲与税基金積立金2,400万円を追加するものです。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者福祉費、障害者総合支援事業53万円につきましては、湧別町、佐呂間町、遠軽町の3町で共同運営する、地域活動支援センターの運営費確定により、地域活動支援センター運営負担金を追加するものです。

5目社会福祉施設費、母子通園センター管理事業30万円の減額につきましては、実績により日々雇用職員賃金を減額するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業1,236万円につきましては、人件費の引き上げにより施設型給付費負担金1,542万1,000円を追加、預かり保育事業の実績見込みにより、施設等利用給付負担金306万1,000円を減額するものです。

5目保育所費、保育所運営事業1,015万6,000円の減額につきましては、実績により嘱託職員報酬及び社会保険料を減額。賃金職分社会保険料を追加するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業4万1,000円につきましては、3町の負担割合確定による病院群輪番制病院等運営事業補助金の追加で

す。

4目環境衛生費、環境衛生一般経費113万6,000円の減額につきましては、公用車の購入の額の確定により、備品購入費を減額するものです。

2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業399万3,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業472万4,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

3目し尿処理費445万5,000円の減額につきましては、執行見込みにより遠軽地区広域組合衛生負担金を減額するものです。

6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費、畜産担い手育成総合整備事業704万円につきましては、国の補正予算により畜産農家の装置整備改良等に係る畜産担い手育成総合整備事業負担金を追加するものです。

5目農地費、畑地帯総合整備事業1,462万円につきましては、国の補正予算による事業費の追加配分により、安国地区道営土地改良事業負担金を追加するものです。

2項林業費1目林業振興費につきましては、財源の振りかえです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、企業振興促進助成事業179万8,000円につきましては、新規の補助対象事業の見込みにより、企業振興促進補助金を追加するものです。

4目観光施設費、源泉施設管理事業353万8,000円の減額につきましては、事業費の確定により、丸瀬布第2号源泉送湯管布設舗装工事を減額するものです。道の駅遠軽森のオホーツク整備事業161万3,000円の減額につきましては、駐車場の追加整備に係る実施設計経費として500万円を追加。執行精査により、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事661万3,000円を減額するものです。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費21万4,000円につきましては、土地開発基金が保有する土地の貸し付け及び基金利子により、土地開発基金繰出金を追加するものです。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費423万5,000円の減額につきましては、執行見込みにより町道用地確定測量業務委託料を減額するものです。

2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持事業2,753万6,000円の減額につきましては、事業費の確定及び事業の見送りにより、橋梁長寿命化単価策定業務委託料ほか記載の事業についてそれぞれ減額するものです。除排雪事業201万5,000円の減額につきましては、除雪機械購入の事業費確定により、備品購入費を減額するものです。

3目道路橋梁新設改良費、道路新設改良事業1億3,558万円の減額につきましては、事業費の確定及び事業の見送りにより、岩見通道路改良舗装工事ほか記載の事業等についてそれぞれ減額するものです。

4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業83万6,000円につきましては

は、事業費の確定及び国の補正予算による事業費の追加配分により、地籍調査事業業務委託料476万6,000円を追加、事業費の確定により、地籍調査事業永久杭埋設業務委託料384万円を減額するものです。

2目街路事業費、街路新設改良事業109万円の減額につきましては、事業費の確定により、3・4・3役場通交通バリアフリー歩道整備工事を減額するものです。街路事業一般経費16万5,000円の減額につきましては、事業費の確定により、駅前広場都市計画変更業務委託料を減額するものです。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅管理事業1,103万5,000円の減額につきましては、事業費の確定及び事業の見送りにより、豊里団地公営住宅浄化槽撤去工事ほか記載の事業についてそれぞれ減額するものです。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業4,470万7,000円の減額につきましては、事業費の確定及び事業の見送りにより、末広団地公営住宅長寿命化改修工事設計業務委託料ほか記載の事業についてそれぞれ減額するものです。

9款消防費1項消防費1目消防費、消防事業4,432万3,000円の減額につきましては、執行見込みにより、遠軽地区広域組合消防負担金を減額するものです。防災対策事業8,489万2,000円の減額につきましては、事業費の確定により、防災行政無線移動系設備デジタル化整備工事管理業務委託料ほか記載の事業についてそれぞれ減額するものです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、教職員住宅管理事業61万6,000円の減額につきましては、事業費の確定により、教職員住宅屋根塗装工事を減額するものです。

3目教育振興費、教育振興一般経費51万8,000円につきましては、事業費の確定により、学校施設長寿命化計画策定業務委託料34万1,000を減額。学校行事負担金85万9,000円を追加するものです。特別支援教育支援員配置事業150万円の減額につきましては、実績により日々雇用職員賃金を減額するものです。

2項小学校費2目教育振興費、小学校備品購入事業1,644万円につきましては、国のギガスクール構想に係る補正予算により、児童1人1台のパソコン端末整備のため、備品購入費を計上するものです。小学校遠距離通学助成事業47万円の減額につきましては、対象児童が減ったことにより、自動車借り上げ料を減額するものです。要保護・準要保護児童援助事業100万円の減額につきましては、執行見込みにより就学援助費を減額するものです。

3目学校建設費、小学校建設事業1億707万9,000円につきましては、事業費の確定により、生田原小学校ほか5校グラウンド整備工事から安国小学校暖房設備改修工事までをそれぞれ減額、国のギガスクール構想に係る補正予算により、校内の高速大容量通信ネットワークを整備するため、小学校情報通信ネットワーク環境整備工事1億1,360万3,000円を計上するものです。

《令和2年3月5日》

3項中学校費2目教育振興費、中学校備品購入事業774万円につきましては、国のギガスクール構想に係る補正予算により、生徒1人1台のパソコン端末整備のため、備品購入費を計上するものです。中学校遠距離通学助成事業86万円の減額につきましては、対象生徒が減ったことにより、自動車借り上げ料を減額するものです。

3目学校建設費、中学校建設事業8,500万5,000円につきましては、事業費の確定により、生田原中学校ほか5校グラウンド整備工事及び南中学校屋体自動火災放置設備改修工事をそれぞれ減額、国のギガスクール構想に係る補正予算により、校内の高速大容量通信ネットワークを整備するため、中学校情報通信ネットワーク環境整備工事8,593万9,000円を計上するものです。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食施設管理事業1,760万円の減額につきましては、事業の見送りにより、東小学校給食室煙道改修工事を減額するものです。

5項社会教育費1目社会教育総務費、芸術・文化振興事業90万円の減額につきましては、隔年で実施する音楽公演事業を本年度事業を見送りとすることから、音楽公演補助金を減額するものです。

4目社会教育施設費につきましては、財源の振りかえです。

6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費助成事業50万円につきましては、町内児童生徒の全国小学生タグラグビー選手権大会及びスノーボード世界大会出場に係る社会体育振興補助金を追加するものです。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費につきましては、財源の振りかえです。

12款公債費1項公債費1目元金、公債費償還元金182万9,000円につきましては、町債償還元金を追加するものです。

2目利子、公債費償還利子400万円の減額につきましては、町債償還利子を減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き願います。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、83万4,000円の追加です。

10款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金につきましては、405万5,000円の追加、2目子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、66万5,000円の減額です。

11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税につきましては、1億5,639万7,000円の追加です。

13款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金24万円の減額につきましては、区画整理の計画変更による道営土地改良事業分担金の減額です。

2項負担金1目民生費負担金45万円につきましては、地域活動支援センターの運営に係る湧別町及び佐呂間町の地域活動支援センター2町負担金の追加です。

3目農林水産業費負担金608万円につきましては、国の補正予算による畜産担い手育成総合整備事業負担金の追加です。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金386万2,000円につきましては、人件費の引き上げによる施設型給付費負担金539万3,000円の追加、預かり保育事業の実績見込みによる施設等利用給付負担金153万1,000円の減額です。

2項国庫補助金6目土木費国庫補助金7,982万1,000円の減額につきましては、対象事業費の確定による橋梁長寿命化補修事業交付金及び道路改良事業交付金の減額、除雪機械購入費交付金及び地域住宅交付金の追加です。

7目教育費国庫補助金1億417万8,000円につきましては、要保護児童生徒就学援助費補助金から学校施設環境改善交付金までの減額及び国の補正予算による公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金9,977万円、公立学校情報機器整備費補助金1,209万円の追加です。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金362万5,000円につきましては、施設型給付費負担金439万円の追加、施設等利用給付負担金76万5,000円の減額です。

3目土木費道負担金551万円につきましては、事業費の確定及び国の補正予算による地籍調査事業費負担金の追加です。

2項道補助金4目農林水産業費道補助金6万2,000円の減額につきましては、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金及び水利施設等保全高度化事業補助金の減額、エゾシカ緊急対策事業の実績に基づく地域づくり総合交付金の追加です。

7目消防費道補助金644万8,000円につきましては、防災備蓄計画等に基づく備蓄品、備品購入事業等に係る地域づくり総合交付金の追加です。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入24万1,000円につきましては、町有地貸付料の追加です。

2目利子及び配当金14万4,000円につきましては、基金利子の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金363万円につきましては、まちづくり振興資金として11件の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金1,307万4,000円につきましては、991件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、3億3,085万2,000円の減額、5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、103万4,000円を計上するものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1億2,060万7,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入498万円につきましては、市町村防災・減災対策事業推進交付金及びその他雑入の追加です。

22款町債1項町債1目総務債2億8,820万円の減額につきましては、総合庁舎自家発電設備整備事業債、町民センター整備事業債及び生活安全灯整備事業債の減額です。

2目衛生債110万円につきましては、地域医療対策事業債の追加及びごみ処理施設整備事業債の減額です。

3目農林水産業債1,550万円につきましては、畜産担い手育成総合整備事業債及び畑地帯総合整備事業債の追加です。

4目商工債1,120万円の減額につきましては、源泉施設整備事業債及び道の駅整備事業債の減額です。

5目土木債1億370万円の減額につきましては、道路橋梁事業債ほか記載の町債の減額です。

6目消防債1億790万円の減額につきましては、消防車両整備事業債及び防災行政無線整備事業債の減額です。

7目教育債8,490万円につきましては、小学校改修事業債、学校給食室改修事業債の減額及び小学校情報通信ネットワーク環境整備事業債、中学校情報通信ネットワーク環境整備事業債の追加です。

8目臨時財政対策債につきましては、8,053万6,000円の減額です。

10目災害復旧債1,900万円につきましては、一般単独災害復旧事業債の追加です。

補正予算の主要な事業の概要につきましては、補正予算に関する資料赤番6により担当から説明いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 続きまして、赤番6、令和元年度一般会計補正予算に関する資料について御説明いたします。

表紙をめくり、位置図をごらん願います。

生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

①2018-1は、北海道の追加補正により繰り越しを行う事業の実施区域でございます。清里地区の一部であります。

以上、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 2時15分まで、暫時休憩します。

午後 2時03分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（前田篤秀君） 会議を再開します。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第18号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,515万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款道支出金につきましては、1項道補助金に100万円を追加し、総額を16億6,967万円とするものです。

9款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金に20万9,000円を追加し、総額を36万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計22億7,394万5,000円に120万9,000円を追加し、総額を22億7,515万4,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に20万9,000円を追加し、3,081万7,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては……。

失礼しました。4,495万1,000円とするものです。

続きまして、2款保険給付費につきましては、1項保険給付費に100万円を追加し、16億3,095万8,000円とするものです。

これによりまして、総額を歳入歳出同額の22億7,515万4,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明をいたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料20万9,000円の追加は、マイナンバーを活用した情報連携の整備に伴い、システムを改修に要する経費であり、全額国の補助対象となるため、歳入で同額計上しております。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費1項保険給付費1目療養費19節負担金補助及び交付金100万円の追加は、療養費に係る支出が過大となり、予算に不足を来したため補正するものであり、道歳入で道からの交付金として同額を計上しております。

《令和2年3月5日》

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

4款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金100万円の追加は、一般被保険者療養費の補正分に係る交付金です。

9款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障税番号制度システム整備費補助金は、新たに目を追加するものでありまして、20万9,000円は、歳出で御説明いたしましたシステム改修経費に係る補助金です。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましても、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,595万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましても、1項後期高齢者医療保険料に518万5,000円を追加し、総額を2億2,979万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計3億3,077万3,000円に518万5,000円を追加し、総額を3億3,595万8,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたします。

次のページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、1項後期高齢者医療広域連合納付金に518万5,000円を追加し、3億3,335万7,000円とするものです。

これによりまして、総額を歳入歳出同額の3億3,595万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金518万5,000円の追加は、当初予算より被保険者数及び賦課額の増加し、負担金に不足を生じる見込みであるため、補正をするものです。

次に、歳入について御説明をいたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目後期高齢者医療保険料 5 1 8 万 5, 0 0 0 円の追加は、被保険者数及び賦課額が増加したことにより追加をするものです。

以上で、議案第 1 9 号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第 2 0 号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 5 3 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 0 億 7, 6 1 7 万 3, 0 0 0 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4 款国庫支出金につきましては、2 項国庫補助金に 2 2 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 5 億 1, 9 3 6 万 3, 0 0 0 円とするものです。

5 款支払基金交付金につきましては、1 項支払基金交付金に 2 1 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を 5 億 8 5 9 万 1, 0 0 0 円とするものです。

8 款繰入金につきましては、2 項基金繰入金を 2, 0 1 7 万円減額し、総額を 3 億 5 8 8 万 6, 0 0 0 円とするものです。

9 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 6, 3 0 5 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 9, 5 5 3 万 9, 0 0 0 円とするものです。

これによりまして、歳入合計 2 0 億 3, 0 8 6 万 3, 0 0 0 円に 4, 5 3 1 万円を追加し、総額を 2 0 億 7, 6 1 7 万 3, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2 款保険給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費に 2, 8 8 3 万円、2 項高額介護サービス等費に 4 0 0 万円を追加し、総額を 1 8 億 5, 0 4 7 万 4, 0 0 0 円とするものです。

3 款地域支援事業費につきましては、1 項介護予防・生活支援サービス事業費に 2 1 万 9, 0 0 0 円、4 項その他諸費に 5 万円を追加し、総額を 1 億 3, 5 3 9 万円とするものです。

4 款基金積立金につきましては、1 項基金積立金に 1, 2 2 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 1, 2 2 2 万 3, 0 0 0 円とするものです。

これによりまして、歳出合計 2 0 億 3, 0 8 6 万 3, 0 0 0 円に 4, 5 3 1 万円を追加し、総額を歳入歳出同額の 2 0 億 7, 6 1 7 万 3, 0 0 0 円とするものです。

《令和 2 年 3 月 5 日》

歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費、介護サービス等給付費2,883万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

次のページをお開き願います。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費、高額介護サービス等費400万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

次のページをお開き願います。

3項地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費1目サービス事業費、サービス事業費21万9,000円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

次のページをお開き願います。

4項その他諸費1目審査支払手数料、審査支払手数料5万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

次のページをお開き願います。

4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金、基金積立金1,221万1,000円につきましては、介護給付準備基金積立金の追加であります。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金2項国庫補助金3目保険者機能強化推進交付金221万1,000円につきましては、令和元年度保険者機能強化推進交付金の交付に伴う追加であります。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業交付金21万7,000円につきましては、平成30年度地域支援事業費の実績精査に伴う地域支援事業交付金の過年度分の追加であります。

8款繰入金2項基金繰入金1目介護給付準備基金繰入金2,017万円の減額につきましては、繰越金充当によるものです。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金6,305万2,000円につきましては、平成30年度介護サービス等給付費の実績精査による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第21号令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,282万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,341万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたしま

す。

地方債の補正につきましては、「第2表地方債補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、1項分担金を50万円減額し、総額を50万円とするものです。

2款使用料及び手数料につきましては、2項手数料を1万円減額し、総額を293万3,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を1,126万1,000円減額し、総額を702万7,000円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金に141万3,000円を追加し、総額を141万4,000円とするものです。

5款諸収入につきましては、1項雑入に143万5,000円を追加し、総額を143万6,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債を2,390万円減額し、総額を3,010万円とするものです。

これによりまして、歳入合計7,623万3,000円から3,282万3,000円を減額し、総額を4,341万円とするものです。

次に、歳出について御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費を3,282万3,000円減額し、総額を4,124万4,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計7,623万3,000円から3,282万3,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の4,341万円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

3ページ目をごらん願います。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により、限度額を5,400万円から3,010万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費、一般管理事業29万3,000円の減額につきましては、事業の執行精査により手数料を減額するものです。

2目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業3,253万円の減額につきましては、事業の執行精査により、浄化槽工事設計業務委託料及び浄化槽設置工事をそれぞれ減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金1項分担金1目排水処理費分担金50万円の減額につきましては、個別排水受益者分担金の減額です。

2款使用料及び手数料2項手数料1目個別排水手数料1万円の減額につきましては、個別排水検査手数料の減額です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,126万1,000円の減額につきましては、一般会計繰入金の減額です。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金141万3,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

5款諸収入1項雑入1目雑入143万5,000円につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴う雑入の追加です。

6款町債1項町債1目個別排水処理事業債2,390万円の減額につきましては、個別排水処理施設整備事業債の減額です。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、令和元年度遠軽町水道事業会計予算第4条、本文括弧書き中「2億3,248万6,000円」を「2億703万円」に、「2億1,442万6,000円」を「1億7,777万4,000円」に、「648万1,000円」を「1,767万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を9,770万円減額、第2項国庫補助金を558万7,000円減額、第4項工事負担金を497万6,000円減額し、総額を6億8,665万3,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を1億3,371万9,000円減額し、総額を8億9,368万3,000円とするものです。

第3条は、予算第5条の企業債の表中、浄水場整備事業の限度額「6億8,350万円」を「5億8,580万」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明を省略させていただきます。

次に5ページをごらん願います。

補正予算明細により御説明いたします。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債9,770万円の減額につきましては、事業の執行精査による水道事業債の減額です。

2項国庫補助金1目国庫補助金558万7,000円の減額につきましては、事業の執

行精査による簡易水道等施設整備費補助金の減額です。

4項工事負担金1目工事負担金497万6,000円の減額につきましては、事業の執行精査によるいわね大橋災害関係補償金の減額、工事の見送りによる道道丸瀬布上渚滑線導水管移設補償金の減額です。

次に、支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目拡張費18節委託料2,591万2,000円の減額は、事業の執行精査による清川浄水場原水調整池実施設計業務委託、安国予備水源開発業務委託の減額、事業の見送りによる安国予備水源設計業務委託の減額、24節工事請負費1億88万5,000円の減額につきましては、事業の執行精査による白滝浄水場建設工事の減額、工事の見送りによる道道丸瀬布上渚滑線導水管布設工事の減額です。

2目配水管布設費24節工事請負費692万2,000円の減額につきましては、事業の執行精査による水道管布設工事及び水道管布設がえ工事の減額です。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は、令和元年度遠軽町下水道事業会計予算第3条中、「2,150万円」を「2,030万円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款下水道事業収益第2項営業外収益を90万6,000円減額し、総額を10億3,398万6,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を181万1,000円減額し、総額を9億4,559万円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「3億5,162万円」を「3億4,911万9,000円」に、「2億5,440万5,000円」を「2億4,048万9,000円」に、「繰越利益剰余金処分数6,858万5,000円」を「減債積立金8,000万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債を4,930万円減額し、第2項国庫補助金を3,902万7,000円減額、第4項工事負担金を67万1,000円減額し、総額を3億2,211万4,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を9,149万9,000円減額し、総額を6億7,123万3,000円とするものです。

第4条は、予算第6条の表起債の表中、公共下水道整備事業の限度額「1億8,490万円」を「1億3,560万円」に、下水道事業特別措置分の限度額「2,150万円」を「2,030万円」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款下水道事業収益2項営業外収益2目国庫補助金90万6,000円の減額につきましては、事業の執行精査による社会資本整備総合交付金の減額です。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費18節委託料181万1,000円の減額は、事業の執行精査による遠軽下水道処理センター機器調査業務委託の減額です。

7ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債4,930万円の減額につきましては、事業の執行精査による下水道事業債の減額です。

2項国庫補助金1目国庫補助金3,902万7,000円の減額につきましては、事業の執行精査による社会資本整備総合交付金の減額です。

4項工事負担金1目工事負担金67万1,000円の減額につきましては、事業の執行精査によるいわね大橋災害関係補償金の減額です。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠整備費18節委託料508万8,000円の減額は、事業の執行精査による公共下水道管渠実施設計調査業務委託の減額、事業の見送りによる南町ポンプ場創設設計詳細設計業務の減額、24節工事請負費1,926万8,000円の減額につきましては、事業の執行精査による公共下水道管渠工事、公共ます設置工事等の減額、28節補償金250万円の減額につきましては、事業の執行精査による支障物件移設補償金の減額です。

2目処理場整備費18節委託料2,018万5,000円の減額につきましては、事業の見送りによる遠軽下水処理センター実施設計委託の減額、事業の執行精査による単価策定業務委託の減額、24節工事請負費4,445万8,000円の減額につきましては、事業の執行精査による遠軽下水処理センター最初沈殿池設備更新工事の減額です。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案7件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第17号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3款民生費、18ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《令和2年3月5日》

○議長（前田篤秀君） 次に、4款衛生費、22ページから25ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款農林水産業費、26ページから29ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、7款商工費、30ページから31ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款土木費、32ページから39ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、9款消防費、40ページから41ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、42ページから53ページ。
岩澤議員。

○14番（岩澤武正君） 45ページにあります小学校情報通信ネットワーク環境整備工事、これ中学校も同じなのですが、この整備工事、端末を子どもたちに持たせるということなのですが、学校の設備としては、有線でやるのか無線LAN、Wi-Fiというのでしようけれども、これはどちらでやるのか決まっているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

通信のほうにつきましては、Wi-Fi通信で行います。校内の整備ですけれども、主にスイッチ、あとケーブル、アクセスポイント、電源キャビネット等の工事が行われますが、それまでの通信のケーブルにつきましては、そこまではケーブルを配置いたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武正君） それはもう、国からの指示でもう決定しているかと。Wi-Fiを使うということは、決定しているということですか。変えられないということですか。

○議長（前田篤秀君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） そのとおりでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武正君） 私は、ある新聞で投稿を見たのです。これ、環境ジャーナリスト、いのち環境ネットワーク代表の加藤やすこさんという方が投稿したのですが、「5G電磁波、本当に安全か」という表題で、高速無線LANを学校に配置するのはちょっと問題があるのではないかとということなのです。学校環境は、ケーブルで接続する有線LANとは違って、子どもたちの被曝量をふやしますと。海外では、無線LANを導入した学校で、心疾患や電磁波過敏症、発達障害の悪化などが発生して、校内の電磁波対策を実施した国や自治体もありますということで、外国の例では、2012年にイスラエルでは、教育省が学校に無線、有線LANを導入すると発表したのですが、電磁波過敏症の子ども

を持つ保護者らが、無線LANの導入の禁止を求めて裁判を起こしました。翌年、これは条件つきで有線LANを基本としたと。変えたということです。それから、イスラエル、フランスでは、保育園や幼稚園で無線LANの使用を禁止していると。これ、有害だということです。

フランス食品環境労働安全衛生庁は、子どもへの影響を調査したのだそうです。その結果、成長中の子どもは、最も被曝しやすい集団だとみなされるべきだとして、健康や記憶力、集中力に悪影響を与える可能性があるということを2016年に認めています。

同じ年に、アメリカのメリーランド州は、科学文献を調べた上で、学校には有線LANにするよう勧告したということです。日本でも、これを、無線LANを有線にするとか、無線LANの切りかえスイッチをちゃんとやるというようなことで対応しているというところもあるそうなのです。とにかく、このWi-Fiというのは、小さな子どもたちにとって有害だということが、外国では検証されているのですが、こういう有害なものを子どもたちの健康を預かる、健全な発達を預かる教育委員会が、遠軽町の学校に設置しているものかどうなのかという気はするのですが、その辺、どのように考えられますか。

○議長（前田篤秀君） 大貫部長。

○教育部長（大貫雅英君） お答えいたします。

今の段階で、国のほうから無線LANが有害であるというような説明は受けておりませんので、今の国の考えのとおり補正をして出していきたいということでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

○14番（岩澤武正君） いいですか。終わり。

○議長（前田篤秀君） ほかに。3回やったから。まだ、後から聞いてあれして。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、11款災害復旧費、54ページから55ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、12款公債費、56ページから57ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款地方特例交付金、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、11款地方交付税、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、13款分担金及び負担金、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前田篤秀君） 次に、15款国庫支出金、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、16款道支出金、10ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、17款財産収入、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、18款寄附金、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、19款繰入金、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、20款繰越金、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、21款諸収入、12ページから13ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、22款町債、12ページから15ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、繰越明許費、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第4表、地方債補正、5ページから6ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。
これをもって議案第17号の質疑を終わります。
次に、議案第18号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款総務費、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2款保険給付費、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
4款道支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 9款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

1款後期高齢者医療保険料、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款保険給付費、8ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、3款地域支援事業費、12ページから15ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、4款基金積立金、16ページから17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、5款支払基金交付金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、9款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)の

質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款個別排水処理費、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

1款分担金及び負担金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2款使用料及び手数料、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、3款繰入金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、4款繰越金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、5款諸収入、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、6款町債、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

資本的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《令和2年3月5日》

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第23号の質疑を終わります。

以上で、議案7件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案7件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第17号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和元年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和元年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和元年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和元年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第27 議案第3号遠軽町合葬墓条例の制定についてを議題とします。

令和元年第8回定例会において付託しました民生常任委員会から審査報告が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

佐藤民生常任委員長。

○民生常任委員長（佐藤 昇君） ー登壇ー

令和元年第8回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました議案第3号遠軽町合葬墓条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

本条例につきましても、高齢化や核家族化が進み、個人で墓地を建立することが難しい、または墓地を墓じまいし、町外の寺社や墓苑に改葬する方が増加していることを考慮し、遠軽町合葬墓を設置するため、必要な事項を定めるものです。

本委員会において、委員会審査を令和2年1月21日、2月26日に行い、原案のとおり可とすることを決定したものであります。

以上で、民生常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町合葬墓条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。本案は、討論を省略して、委員長報告の

とおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

3時10分まで、暫時休憩します。

午後 2時58分 休憩

午後 3時09分 再開

○議長(前田篤秀君) 会議を再開します。

◎日程第28 議案第14号から日程第26 議案第21号

○議長(前田篤秀君) 日程第28 議案第24号令和2年度遠軽町一般会計予算、日程第29 議案第25号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第30 議案第26号令和2年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第31 議案第27号令和2年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第32 議案第28号令和2年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第33 議案第29号令和2年度遠軽町水道事業会計予算、日程第34 議案第30号令和2年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長(堀嶋英俊君) 議案第24号令和2年度遠軽町一般会計予算について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億9,100万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により説明いたします。

継続費は、「第2表継続費」により説明いたします。

地方債は、「第3表地方債」により説明いたします。

一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による借入れの最高額を25億円とするものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税10億1,021万7,000円、2項固定資産税8億1,489万円、3項軽自動車税5,497万7,000円、4項たばこ税1億4,583万9,000円、5項入湯税270万円、6項都市計画税9,742万6,000円を合わせ、総額を21億2,604万9,000円とするものです。

2 款地方譲与税につきましては、1 項地方揮発油譲与税 4,500 万円、2 項自動車重量譲与税 1 億 2,500 万円、3 項森林環境譲与税 4,600 万円を合わせ、総額を 2 億 1,600 万円とするものです。

3 款利子割交付金につきましては、200 万円とするものです。1 項同額です。

4 款配当割交付金につきましては、400 万円とするものです。1 項同額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、250 万円とするものです。1 項同額です。

6 款法人事業税交付金につきましては、1,700 万円とするものです。1 項同額です。

7 款地方消費税交付金につきましては、4 億 5,000 万円とするものです。1 項同額です。

8 款環境性能割交付金につきましては、2,500 万円とするものです。1 項同額です。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、400 万円とするものです。1 項同額です。

10 款地方特例交付金につきましては、1,000 万円とするものです。1 項同額です。

11 款地方交付税につきましては、66 億 6,300 万円とするものです。1 項同額です。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては、220 万円とするものです。1 項同額です。

13 款分担金及び負担金につきましては、5,874 万 1,000 円とするものです。1 項同額です。

14 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料 3 億 3,874 万 6,000 円、2 項手数料 4,935 万 9,000 円を合わせ、総額を 3 億 8,810 万 5,000 円とするものです。

15 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金 6 億 947 万 2,000 円、2 項国庫補助金 1 億 1,957 万円、3 項委託金 364 万 3,000 円を合わせ、総額を 18 億 3,268 万 5,000 円とするものです。

16 款道支出金につきましては、1 項道負担金 4 億 5,775 万 6,000 円、2 項道補助金 1 億 2,343 万 7,000 円、3 項委託金 4,920 万 4,000 円を合わせ、総額を 6 億 3,039 万 7,000 円とするものです。

17 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入 6,712 万 4,000 円、2 項財産売払収入 1,080 万 5,000 円を合わせ、総額を 7,792 万 9,000 円とするものです。

18 款寄附金につきましては、3,000 円とするものです。1 項同額です。

19款繰入金につきましては、11億9,850万9,000円とするものです。1項同額です。

20款繰越金につきましては、2億円とするものです。1項同額です。

21款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子1,000円、3項貸付金元利収入2,043万円、4項受託事業収入155万7,000円、5項雑入1億9,329万2,000円を合わせ、総額を2億1,588万2,000円とするものです。

22款町債につきましては、54億6,700万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳入合計を195億9,100万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

1款議会費につきましては、8,415万4,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費72億8,831万5,000円、2項徴税費2,052万7,000円、3項戸籍住民基本台帳費1,999万円、4項選挙費72万1,000円、5項統計調査費1,515万8,000円、6項監査委員費207万8,000円を合わせ、総額を73億4,678万9,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費21億3,411万7,000円、2項児童福祉費7億6,828万6,000円を合わせ、総額を29億240万3,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費5億8,583万7,000円、2項清掃費7億370万5,000円を合わせ、総額を12億8,954万2,000円とするものです。

5款労働費につきましては、2,246万9,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費3億8,715万5,000円、2項林業費1億2,628万9,000円を合わせ、総額を5億1,344万4,000円とするものです。

7款商工費につきましては、8億9,008万9,000円とするものです。1項同額です。

8款土木費につきましては、1項土木管理費707万2,000円、2項道路橋梁費10億5,933万円、3項河川費1,824万6,000円、4項都市計画費1億589万4,000円、5項下水道費4億8,318万6,000円、6項住宅費4億2,196万1,000円を合わせ、総額を20億9,568万9,000円とするものです。

9款消防費につきましては、8億7,493万3,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億8,836万4,000円、2項小学校費1億7,488万2,000円、3項中学校費1億4,836万5,000円、4項学校給食費2億2,512万円、5項社会教育費1億9,508万2,000円、6項保健体育

費2億2,662万6,000円を合わせ、総額を11億5,843万9,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1,210万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、23億9,094万9,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これにより、歳出合計を195億9,100万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、継続費について説明いたします。

継続費につきましては、2款総務費1項総務管理費、遠軽ラジオ局放送機器更新事業、総額を1億4,293万4,000円、年割額を令和2年度6,987万2,000円、令和3年度7,306万2,000円、芸術文化交流プラザ外構等整備事業、総額を1億4,940万8,000円、年割額を令和2年度995万円、令和3年度1億3,945万8,000円とするものです。

次に、第3表、地方債について説明いたします。

地方債につきましては、遠軽ラジオ局放送機器整備事業から臨時財政対策債まで、限度額の総額を54億6,700万円、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおりとするものです。

主要な工事の概要につきましては、赤番10、工事関係説明資料により担当から説明いたします。その他の事業につきましては、赤番9、予算概要説明書を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） それでは、赤番10をごらんください。

1ページをお開き願います。

ラジオ聴取環境整備事業遠軽ラジオ局放送機器更新工事につきまして御説明いたします。

1ページは、役場から見たラジオ局との位置関係を示しております。

2ページは、見晴牧場に隣接の遠軽ラジオ局の位置図であります。

遠軽ラジオ局につきましては、平成6年度に町が事業主体となって、民放2者、札幌テレビ放送、北海道放送のラジオ局を開設し、町の行政財産として維持管理をしております。民放2者との協定書に基づき、施設維持に係る費用は町が負担することとなっております。これまでも定期的な点検や部品交換、修繕等を行っているところです。

関係規則無線設備規則の改正によりまして、2022年、令和4年11月までに機器の更新をしなければ、ラジオの電波を受信することができなくなり、また機器の製作に相当な期間を要することから、令和2年度から令和3年度の2カ年で整備を行うものです。

総体の工事費は、1億4,293万4,000円で、工事内容としては、機器の更新のほか老朽化により取りかえ時期にある内設ケーブルについてもあわせて工事を行うものであ

ります。

このうち、令和2年度につきましては、6,987万2,000円を計上するもので、放送機器の作製期間としては10カ月を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

続きまして、3ページをお開き願います。

テレビ視聴環境整備事業有線テレビ放送用無停電電源装置更新工事について御説明いたします。

この位置図は、現在無停電装置が設置されている白滝総合支所を示しております。平成21年度に設置の無停電電源装置につきましては、設置後10年を経過し、交換年限を過ぎているため、停電時のテレビ放送に支障があることから、交換をするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 今井地域拠点施設準備室参事。

○地域拠点施設準備室参事（今井昌幸君） 地域拠点施設整備事業について御説明いたします。

4ページをごらんください。

地域拠点施設整備事業の位置図であります。今年度に引き続き、建設工事を実施するものでありまして、③、④は令和2年度に新たに計上するものであります。

5ページをごらんください。

（仮称）えんがる町民センター建設工事に係る配置図であります。令和3年3月の完成、そして7月ごろの開館を目指し、工事を進めているところでございます。

次に、6ページをごらんください。

（仮称）えんがる町民センター外構等整備工事に係る配置図でありまして、今年度から引き続き、②（1）の駐車場などの外構工事や②（2）の岩見通の改築工事を、建設本體工事の進捗にあわせながら行うものでありまして、駐車場や道路の路盤などの工事を行うものであります。

次に、7ページをごらんください。

芸術文化交流プラザ太陽光発電設備設置工事の配置図であります。

次のページの平面図をごらんください。

建物屋上の太枠で囲った部分に太陽光パネル40枚を設置するとともに蓄電池を設置し、平常時には、スマホや各部屋への電力供給を行います。また、この施設は、福祉センターにかわる避難施設になりますので、災害時には、スマホなどへの電力を供給するものでございます。

9ページをごらんください。

芸術文化交流プラザ外構等整備工事としまして、令和2年度から令和3年度の継続費を新たに計上するものでございます。6ページで説明いたしました外構等整備工事において、駐車場や道路の路盤工などを行っておりますが、この外構等整備工事では、駐車場や

岩見通等の舗装や区画線、センターラインなどの塗装のほか、建物の岩見通に面した部分の階段工事や看板などのサイン工事、フェンス工事などを行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 鴻上白滝総合支所長。

○白滝総合支所長（鴻上栄治君） 10ページをごらんください。

白滝総合支所庁舎外壁改修工事の平面図及び立面図でありまして、①で囲っている箇所、木造部分を改修する工事でございます。

工事概要につきましては、羽目板仕上げ209平方メートルほかであります。木造部分の既存の羽目板が経年劣化により、腐食、穴あきなどがありまして、これらを張りかえ、改修する工事でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 11ページをお開き願います。

交通安全施設管理事業遠軽地域生活安全灯改修工事につきまして御説明いたします。

この位置図は、遠軽地域において改修を予定している8基の改修場所を示しております。生活安全灯の改修につきましては、水銀灯からLED等に改修することにより、省エネルギーの推進や維持費の削減に加え、交通安全の推進及びマイマイガ等の害虫等が寄りつきづらくなることから、平成25年度より整備を進めているところであります。令和2年度につきましては、遠軽地域生活安全灯改修工事といたしまして、南町1丁目国道242号遠軽橋から南町3丁目遠軽信用金庫本店南町出張所横までの2灯型8基をLED灯に改修するものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、12ページをお開き願います。

生活安全灯管理事業駅前線防犯灯設置工事について御説明いたします。

この位置図は、丸瀬布地域の駅前通から西町方面、西町1の18、中町84の2の区間に1灯型の防犯灯を新規に設置する場所を示しております。駅前線は、延長110メートルの無舗装区間であり、通学路にもなっていることから、児童生徒や歩行者の安全かつ防犯上の観点から、LEDの防犯灯4基を設置するものであります。事業の効果といたしましては、この防犯灯の設置により、夜間、西町地区の住民は、中央公民館から最短距離の通路を通行することができ、またこの工事によりまして、駅前線と西町8号線の町道全てについて防犯灯が設置されることとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤丸瀬布総合支所産業課長。

○伊藤丸瀬布総合支所産業課長（伊藤雅彦君） 13ページをお開き願います。

4款衛生費の上武利地区給水事業に予算計上しております上武利地区専用水道施設外構整備工事の位置図となります。

次に14ページをごらん願います。

工事概要といたしましては、既存の浄水場及び本年度増設いたしました配水池の2カ所に施設の安全性を確保するため、フェンス104メートルを設置するものでございます。

以上で終わります。

○議長（前田篤秀君） 広瀬農政林務課長。

○農政林務課長（広瀬淳次君） それでは、15ページの豊里地区営農飲雑用水整備事業工事につきまして御説明いたします。

15ページは、豊里地区営農飲雑用水整備事業工事の位置図でございます。

豊里地区営農飲雑用水整備事業は、令和元年度設計、2年度から3年度までの計画で、豊里地区において実施するものでございます。令和2年度の事業といたしましては、図の①、②、③の区間、1,960メートルに水道管を布設していくものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小椋商工観光課長。

○商工観光課長（小椋将秀君） 7款商工費に係る工事について御説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

7款商工費のいこいの森管理事業に予算計上しております、いこいの森バンガロー整備工事の位置図でありまして、具体的には、第2フリーサイトとなります。

工事概要については、平成20年に太陽の丘えんがる公園から当該公園に移設いたしましたマッシュルームキャビン8棟全てを高床式バンガローとして整備するものでございます。

17ページをお開き願います。

道の駅遠軽森のオホーツク管理事業の位置図でございます。

次に、18ページは、道の駅遠軽森のオホーツク管理事業の工事箇所図となっております。図面番号①は、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事です。令和元年度、2年度の継続工事の2年目で、ツリートレッキング施設整備一式でございます。番号②は、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等外構整備工事で、ツリートレッキングに係るフェンス、遊歩道、管理棟、看板の整備一式でございます。番号③は、ロックバレースキー場管理用道路整備工事で、今後のイベント開催やアクティビティ整備などに役立てられる管理用道路の整備に係る造成工事でございます。番号④は、ロックバレースキー場ドッグラン施設整備工事で、フェンス、張芝、立木伐採を行う造成工事でございます。番号⑤は、ロックバレースキー場サマーゲレンデ整備工事で、防草シート、スノーマットの布設を行う造成工事でございます。番号⑥は、ロックバレースキー場ゲレンデ拡幅整備工事で、うさぎ平とユートピアコースの一部の木を伐採し、滑走可能面積を広げる造成工事でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 井上建設課長。

○建設課長（井上隆広君） 続きまして、建設課所管に係る工事概要について御説明いたします。

19ページをごらん願います。

遠軽地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の西町会館通第1号橋長寿命化工事は、清川普通河川にかかる橋梁であり、橋台及び床版のひび割れ、主桁及び支承部の腐食が著しいことから、かけかえを実施するものです。

図面番号②の湯の里原野道路矢の根橋長寿命化工事は、瀬戸瀬川道河川にかかる橋梁であり、現況は著しい河床低下により、橋脚区域その一部が露出していることから、河川洗堀防止工及び補修、補強工を実施するものです。

20ページは、丸瀬布地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の上丸第1号線須藤橋長寿命化工事は、丸瀬布川普通河川にかかる橋梁であり、現況は、橋台及び床版のひび割れ、主桁及び支承部の腐食が著しいことから、補修・補強工を実施するものです。

21ページは、白滝地域の道路橋梁維持事業の位置図でございます。

図面番号①の西区26号線排水整備工事は、排水設備の老朽化から排水効率及び通行に支障を来しているため、排水設備の整備を実施するものです。

22ページは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の岩見通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、改良・舗装を実施するものです。

図面番号②の南町4丁目1号通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、改良・舗装を実施するものです。

図面番号③の宮前2条通道路改良舗装工事は、未改良道路であり、凍上による路面の損傷や水たまり等が著しく、補修では対応できないことから、改良・舗装を実施するものです。

23ページは、遠軽地域の河川管理事業の位置図でございます。

図面番号①と②のトーウンナイ川河川維持工事は、平成24年度からの継続事業であり、上流から土砂が本河川に流入し、河川断面を埋塞していることから、大雨時の周辺への冠水を防止するため、伐木・土砂除去を実施し、上流については、同路洗堀を受けるおそれがあることから、護岸整備をするものです。

24ページは、生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき実施するものです。

令和2年度事業内容は、右下凡例のとおり、①は生田原清里でございます。

25ページは、地籍整備事業永久杭埋設の位置図でございます。令和2年度の事業内容

は、右下凡例のとおり、①は生田原八重、②及び③は生田原清里でございます。

26ページは、遠軽地域の街路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①の3・4・3役場通交通バリアフリー歩道整備工事は、バリアフリー法に基づき、特定経路において、歩行者が安全に通行できる歩道を確保するため、1条中通から国道242号までの遠軽郵便局側について実施するもので、点字ブロックの設置、既設街路灯7基のLED化を行うものです。

27ページは、遠軽地域の町営住宅管理事業の位置図でございます。

図面番号①の豊里団地公営住宅浄化槽撤去工事は、公共下水道接続に伴い、不要となった合併処理浄化槽の撤去を実施するものです。

28ページは、生田原地域の定住促進住宅管理事業の位置図でございます。

図面番号①の林友団地定住促進住宅水洗化工事は、生田原地域では公共下水道の整備がないことから、合併処理浄化槽を設置して、水洗化を実施するものです。

29ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の末広団地公営住宅長寿命化改修工事は、遠軽町町営住宅長寿命化計画に基づき、昭和58年度建設、鉄筋コンクリート造3階建て、1棟18戸の住戸タイプの変更を含めた全面的な改修工事を実施するものです。

1枚めぐりまして、平面図が32ページ、立面図が33ページでございます。

29ページに戻りまして、図面番号②の学田団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て、1棟4戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

30ページは、丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①の水谷団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て、1棟4戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

31ページは、白滝地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①のあけぼの団地公営住宅解体工事は、簡易耐火構造平屋建て、2棟8戸を老朽化が著しいことから解体撤去するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） 防災対策事業、防災行政無線移動系設備デジタル化整備工事について説明をします。

令和元年度、2年度の2カ年で整備する2年目であります。

34ページをごらんください。

令和2年度につきましては、遠軽町丸瀬布総合支所に基地局無線装置整備、丸瀬布地区の金湧山、34ページの②の位置付近に、山上局を整備をします。

また、35ページをごらんください。白滝総合支所に基地局無線装置を整備をし、②の位置白滝天狗平文化村のロジック山の家付近におきまして、山上中継局を整備する予定であります。

《令和2年3月5日》

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第25号令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

令和2年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億7,560万8,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、3億3,395万1,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、16万円とするものです。1項同額です。

3款前期高齢者交付金につきましては、廃款となり、改めて3款国庫支出金268万4,000円とするものです。1項同額です。

4款道支出金につきましては、15億6,760万8,000円とするものです。1項同額です。

5款財産収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款繰入金につきましては、2億7,089万2,000円とするものです。1項同額です。

7款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

8款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料30万4,000円、2項受託事業収入1,000円、3項雑入6,000円、総額を31万1,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を21億7,560万8,000円とするものです。

次に、歳出につきまして御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費3,304万6,000円、2項徴税费157万1,000円、3項運営協議会費25万6,000円、4項特別対策事業費1,374万6,000円、総額を4,861万9,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、15億2,798万7,000円とするものです。1項同額です。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項医療給付費分4億2,254万円、2項後期高齢者支援金等分1億2,003万5,000円、3項介護納付金等分3,48万3,000円、総額を5億7,605万8,000円とするものです。

《令和2年3月5日》

4 款財政安定化基金拠出金につきましては、2,000 円とするものです。1 項同額です。

5 款保健事業費につきましては、1 項保健事業費 336 万 9,000 円、2 項特定健康診査等事業費 1,735 万 2,000 円、総額を 2,072 万 1,000 円とするものです。

6 款公債費につきましては、2 万 5,000 円とするものです。1 項同額です。

7 款諸支出金につきましては、209 万 6,000 円とするものです。1 項同額です。

8 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を 21 億 7,560 万 8,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番 9、令和 2 年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）323 ページから 325 ページまでの資料に添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 26 号令和 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

令和 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3 億 4,369 万 7,000 円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算の歳入から御説明をいたします。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、2 億 3,602 万 8,000 円とするものです。1 項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、2 万円とするものです。1 項同額です。

3 款広域連合交付金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款繰入金につきましては、1 億 762 万 9,000 円とするものです。1 項同額です。

5 款繰越金につきましては、1 万 3,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料 2,000 円、2 項償還金及び還付加算金 2,000 円、3 項雑入 2,000 円、総額を 6,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計を 3 億 4,369 万 7,000 円とするものです。

次に、歳出につきまして御説明いたしますので、2 ページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費 175 万 2,000 円、2 項徴収費 21 万 4,000 円、総額を 196 万 6,000 円とするものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3 億 4,129 万 3,000 円とするものです。1 項同額です。

3款諸支出金につきましては、33万8,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を3億4,369万7,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番9、令和2年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）326ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第27号令和2年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

令和2年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,837万6,000円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用とするものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、3億4,172万3,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、892万7,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、483万6,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金3億5,090万6,000円、2項国庫補助金2億403万3,000円を合わせ、総額を5億5,493万9,000円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、5億4,983万円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億8,786万9,000円、2項道補助金1,969万3,000円を合わせ、総額を3億756万2,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、1万2,000円とするものです。1項同額です。

《令和2年3月5日》

8 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金 3 億 2,963 万 7,000 円、2 項基金繰入金 5,090 万 5,000 円を合わせ、総額を 3 億 8,054 万 2,000 円とするものです。

9 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

10 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料 1,000 円、2 項雑入 3,000 円を合わせ、総額を 4,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計を 21 億 4,837 万 6,000 円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費 1,713 万円、2 項徴収費 63 万円、3 項介護認定諸費 2,662 万 8,000 円を合わせ、総額を 4,438 万 8,000 円とするものです。

2 款保険給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費 18 億 2,629 万 2,000 円、2 項高額介護サービス等費 4,083 万 4,000 円、3 項高額医療合算介護サービス等費 609 万 5,000 円、4 項特定入所者介護サービス等費 9,055 万 1,000 円、5 項その他諸費 170 万 2,000 円を合わせ、総額を 19 億 6,547 万 4,000 円とするものです。

3 款地域支援事業費につきましては、1 項介護予防・生活支援サービス事業費 6,363 万 6,000 円、2 項一般介護予防事業費 887 万 1,000 円、3 項包括的支援・任意事業費 6,542 万 2,000 円、4 項その他諸費 25 万円を合わせ、総額を 1 億 3,817 万 9,000 円とするものです。

4 款基金積立金につきましては、1 万 2,000 円とするものです。1 項同額です。

5 款公債費につきましては、1 万 3,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款諸支出金につきましては、21 万円とするものです。1 項同額です。

7 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を 21 億 4,837 万 6,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

なお、事業の内容につきましては、赤番 9、令和 2 年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）327 ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第 28 号令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

令和 2 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,730 万 3,000 円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」により

御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、100万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料296万7,000円、2項手数料2万1,000円、総額を298万8,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、1,011万4,000円とするものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款諸収入につきましては、100万円とするものです。1項同額です。

6款町債につきましては、6,220万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を7,730万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明をいたしますので、2ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、7,506万2,000円とするものです。1項同額です。

2款公債費につきましては、219万1,000円とするものです。1項同額です。

3款予備費につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を7,730万3,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3ページの第2表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を6,220万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番9、令和2年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）329ページを御参照願います。

以上で議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号令和2年度遠軽町水道事業会計予算について説明いたします。

赤番8、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度遠軽町水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数を9,207戸、年間給水量を168万432立方メートル、1日平均給水量を4,604立方メートル、主要な建設改良工事を清川浄水場滞水池建設工事、水道管布設工事とするものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款水道事業収益は第1項営業収益4億8,475万5,000円、第2項営業外収益8,994万円を合わせ、

総額を5億7,469万5,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用は、第1項営業費用5億4,412万6,000円、第2項営業外費用2,824万9,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を5億7,437万5,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項企業債5億4,030万円、第2項国庫補助金1億4,575万円、第3項他会計補助金677万3,000円、第4項工事負担金407万5,000円、第5項分担金10万円を合わせ、総額を6億9,699万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費7億6,784万5,000円、第2項企業債償還金1億3,711万6,000円を合わせ、総額を9億496万1,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億796万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほか記載の財源で補填するものです。

次のページをお開き願います。

第5条企業債につきましては、上水道整備事業の限度額を5億4,030万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

第6条、一時借入金につきましては、5億円を限度額と定めるものです。

第7条から第9条までの説明は省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番10、令和2年度遠軽町予算に関する資料（工事関係説明資料）の36ページをお開き願います。

水道事業の工事位置図です。

①清川浄水場滞水池建設工事は、原水の高濁土発生時でも安定した浄水処理を継続させるため、滞水池を建設するものです。

37ページをお開き願います。

新設する滞水池の平面図です。清川浄水場の南側に、容量5,000立方メートル、鉄筋コンクリート造で建設するものです。

36ページにお戻り願います。

②川岸団地2号通ほか水道管布設工事は、下水道工事にあわせ、排水管150メートルを布設するものです。

③私道（入江地先）水道管布設工事は、下水道工事にあわせ、排水管60メートルを布設するものです。

④南町4丁目1号通水道管布設替工事は、下水道工事にあわせ、排水管250メートルを布設替えるものです。

⑤私道（澁谷地先）水道管布設工事は、昨年、一昨年に続き、下水道工事に合わせ、配水管を80メートル布設するものです。

⑥宮前2条通水道管布設替工事は、道路改良工事にあわせ、排水管を120メートル布設替えするものです。

⑦の岩見通水道管移設工事は、道路改良工事にあわせ、仮設給水2戸、仕切弁2基を交換するものです。

次に、38ページをお開き願います。

丸瀬布地域の工事位置図です。

⑧道道丸瀬布上渚滑線導水管移設工事は、道道丸瀬布上渚滑線に係る岩見橋のかけかえ工事に伴い、支障となる導水管を200メートルを移設するものです。

次に、39ページをお開き願います。

生田原地域の工事位置図です。

⑨生田原安国導水管移設工事は、リゲルファーム敷地内にある導水管330メートルをリゲルファームが実施する暗渠設置工事の支障となることから、町道48号ニタツ線に移設するものです。

⑩生田原安国水道管移設工事は、道営農業農村整備事業の農業用排水路整備に伴い、支障となる排水管5メートルを移設するものです。

なお、予算の詳細につきましては、赤番9、令和2年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）330ページと331ページを参照願います。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号令和2年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

赤番8、遠軽町企業会計予算書の25ページをお開き願います。

令和2年度遠軽町下水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、排水戸数を6,827戸、年間有収水量を130万1,100立方メートル、1日平均有収水量を3,565立方メートル、主要な建設改良工事を公共下水道管渠工事、遠軽下水処理センター汚泥貯留槽を建設工事とするものです。

第3条、収益的収入及び支出につきましては、第1款下水道事業収益は第1項営業収益3億9,590万8,000円、第2項営業外収益6億2,201万9,000円を合わせ、総額を10億1,792万7,000円とするものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用8億9,209万円、第2項営業外費用7,371万8,000円、第3項予備費200万円を合わせ、総額を9億6,780万8,000円とするものです。

第4条資本的収入及び支出の予定額の収入につきましては、第1款資本的収入は第1項企業債2億3,080万円、第2項国庫補助金2億2,900万円、第3項他会計補助金4,549万6,000円、第4項分担金及び負担金879万3,000円を合わせ、総額を5億1,408万9,000円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費4億7,670万1,000

0円、第2項企業債償還金3億9,679万7,000円を合わせ、総額を8億7,349万8,000円とするものです。

なお、資金的収入額が資金的支出額に不足する額3億5,940万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほか、記載の財源で補填するものです。

26ページをお開き願います。

第5条債務負担行為につきましては、令和2年度融資分の水洗化等工事資金利子補給の期間を令和2年度から令和7年度までとし、限度額を借入期間中における融資残高に対する利子相当額とするものです。

第6条企業債につきましては、公共下水道整備事業の限度額を2億3,080万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、起債のとおりとするものです。

第7条、一時借入金につきましては、5億円を限度額と定めるものです。

第8条から第9条までの説明は省略させていただきます。

次に、主な事業について御説明いたします。

赤番10、令和2年度遠軽町予算に関する資料（工事関係説明資料）の40ページをお開き願います。

下水道事業の工事位置図であります。

①川岸団地2号通ほか公共下水道工事は、未普及解消を進める管渠整備で、污水管134メートル、雨水管129メートルを布設するものです。

②私道（入江地先）公共下水道工事は、入江國男氏を代表とする私有道路での管渠整備で、污水管50メートルを布設するものです。

③南町4丁目1号通公共下水道工事は、道路改良工事に伴う管渠整備で、污水管94メートル、雨水管130メートルを布設するものです。

④私道（澁谷地先）公共下水道工事は、昨年、一昨年に続き、管渠整備を進め、今年度で整備を完了するもので、污水管91メートル、雨水管107メートルを布設するものです。

⑤市街地34号線通公共下水道工事は、昨年に続き、岩見通に向かって、雨水管112メートルを布設するものです。

⑥遠軽下水処理センター汚泥貯留槽の建設工事は、汚泥貯留槽1池を建設するものです。

⑦遠軽下水処理センター電気設備更新工事は、流量計、濃度計などの計装等設備を更新するものです。

41ページをお開き願います。

⑥で説明しました遠軽下水処理センター汚泥貯留槽建設工事の水処理施設平面図です。黒枠斜線部分が、汚泥貯留槽を建設する場所となります。

続きまして、42ページをごらん願います。

⑦で説明しました遠軽下水処理センター電気設備更新工事の水処理施設の平面図です。

丸で囲んだ箇所が流量計、濃度計などの計装等設備を更新する箇所です。

なお、予算の詳細につきましては、赤番9、令和2年度遠軽町予算に関する資料（予算概要説明書）332ページと333ページを御参照願います。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

令和2年度各会計予算7件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4時 09分 休憩

午後 4時38分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に竹中議員、副委員長に11番佐藤議員が選出されましたので、御報告いたします。

お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日はこれをもって延会します。

午後 4時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤秀

署 名 議 員 佐藤 登

署 名 議 員 今村 則敏